

第三十九回国会 参議院災害対策特別委員会會議録第六号

昭和三十六年十月二十七日(金曜日)

午後一時三十四分開会

委員の異動

本日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として上林忠次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 一松 定吉君

理事

赤間 文三君
柴田 榮君
米田 正文君
武内 五郎君
中田 吉雄君
村尾 重雄君
稲浦 鹿藏君
小柳 牧衛君
紅露 みつ君
重政 庸徳君
西田 信一君
荒木正三郎君
小酒井義男君
棒 繁夫君
藤田藤太郎君
松永 忠二君
牛田 寛君
杉山 昌作君

委員

国務大臣 厚生大臣 磯尾 弘吉君
通商産業大臣 佐藤 榮作君
政府委員 厚生大臣官房長 高田 浩通君

厚生省児童局長 大山 正君

農林政務次官 中野 文門君

農林省農林経済局長 坂村 吉正君

農林省農地局長 庄野五一郎君

林野庁長官 吉村 清英君

水産庁長官 伊東 正義君

通商産業政務次官 大川 光三君

中小企業庁長官 大堀 弘君

説明員

厚生省社会局施設課長 瀬戸新太郎君

農林大臣官房総務課長 石田 朗君

食糧庁業務第一部長 田中 勉君

本日の會議に付した案件

○昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の風水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(一松定吉君) それでは、ただいまより災害対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の変更について御報告申し上げます。本日、前田佳都男君が委員を辞任され、その補欠として上林忠次君が選任されました。

○委員長(一松定吉君) これより本委員会に付託されております内閣提出の災害関係法律案中、通商産業省関係、

厚生省関係及び農林省関係の八件を一括して議題といたします。

質疑の通告がございます。重政君。

○重政君 私はこの災害、単に災害復旧のみならず、すべての公共事業を予算執行する上において、今の経済状況、いろいろな環境を勘案して、政府はどういうふうな心がまえをいたしておられますか。こういうことを総括的に御質問申し上げたいのでございます。

それがために各省の公共事業にわたった質問となろうと思う。あるいは政務次官では御答弁できないかと思うのですけれども、そういう場合には、一つお帰りになつて、関係各省の大臣が相談の上で、次の委員会で御回答いただければいいかと思ひます。と申しましたのは、私が申し上げるまでもなく、この災害予算も従来の、いわゆる資材あるいは人件費等の単価で、予算ができておると私は思つておる。現在のいわゆる金詰まりの状態、資材はさておきまして、特に労務に関する需要が非常に困難を來たしておるように思ひます。私どもが聞くところによると、一日千二百円あるいは千四百円でも、トラックをもつて、そうして労務者を運搬せねば労務者を得ることができないというふうな状況が所々にあるように承わつております。で、このままでは、この災害復旧法を施行いたしましても、私は完全な、急速な施行はできないというふうに考えております。これがために政府は、この予算を執行する上についてどういふ心がまえで当た

られるか、あるいはまた前渡金を支出して金詰まりを救済するか、あるいはまたいつこの単価の是正を、今の経済状態に合った的確な単価にこれを更正するか、そういうことは考えておらぬかどうかというのを承わりたいと思ひます。これは前に申し上げましたように、政務次官では的確な御回答が得られないかと思ひますが、もしそう

だったら、お帰りになつて、よく関係各省、特に農林省及び建設省、もちろん厚生省といふいろいろな関係があります。が、御協議になつていただきたいと思ひるのでございます。実はこの問題は、総括質問のときに申し上げれば適當でありましたが、私は質問の通告をいたしておりましたので、その機会を得なかつたので、本日御質問いたす次第でございます。

○政府委員(大川光三君) ただいまの重政委員の御質問のうちで、通産省関係に関する分についてお答えをいたします。

御承知のとおり、通産省関係のこの災害に対する関係におきましては、主として中小企業者に対する資金の融通ということが眼目になっております。

したがいまして、この資金を扱います三金庫に對しましては、なるべく迅速にその事務を処理するという考えを持っております。なお、復旧事業そのものに對する人的不足という点につきましては、ほかの省からお答えがあると思ひます。

○政府委員(中野文門君) ただいまの重政委員の御質問でございますが、災害予算に計上いたしておりますが、災害単価というものと、現実の物資の価格、人件費の現実の支払い状況から見まして、その間にギャップのあることはまことにそのとおりでございます。非常に重大な問題でございます。いづれ大臣によく意向を伝えまして、適当な時期に御回答申し上げたいと思ひますが、結局予算単価というものと、現実の物資並びに人件費等の矛盾というものは、いづれにいたしましても、現実問題として解決をしなければ、仕事ができないわけでございます。高所からそういう点につきまして十分に打ち合わせまして適当な時期に御返答申し上げたい、かように思ひます。御了承願ひます。

○重政腐徳君 委員長に申し上げておきますが、われわれは各党ござって、この大災害の難民に対して、従来になつた特別な高率な助成をするという法律を審議いたしておりますのでございますが、この問題が解決せねば、高率補助の法律をここで可決しても全然意味をなさぬことになる。何も政府がせぬといふことになる、おそらく私は、二割もこの高率補助をなした部分は、従来と同じくらいな結果を来たすのではない、だから高率補助の意味がないといふことに帰結するんじゃないか。この問題は重大な問題、もちろん災害復旧のみならず、すべての公共事業について同一でございますが、この災害復旧の高率補助を、ここで各法律を審議する上においては、この問題を第一番に私は解決せねば、この災害対策特別委員会の使命はないと思ふのでございまして、この点はひとつこの特別委員会が終わるまでに、確固たる政府の意向を、ひとつ責任を持って委員長、聴取していただきたいといふことを申し上げておきます。

○委員(松定吉君) 重政委員の御意見は了承いたしました。委員長ももちろん働きませんが、重政委員にもそういう意味において大いにお働きをお願いいたします。

佐藤通産大臣がお見えになりましたから、同大臣に対する御質問を願ひます。

○赤間文三君 大臣にお尋ねを申し上げますのであります。その前に、このたびの第二室戸台風は一般の人が考えている以上に災害が、大阪の例をとりましても非常に深刻なものであった。御承知のように、この第二室戸台風で大阪でも浸水家屋が十一万戸という、実に膨大な数に達し、全部の二十二区のうちで十一区に災害救助法が発令をされた。ここに住んでいる百二十七万のうち罹災者の数は四十六万。ゼロ地帯のごときはもう数日間水浸しになつて、泥海になつておる。実に深刻な大災害が第二室戸台風によつて起こつたのであります。大阪としまして一番大事な問題はいろいろありますけれども、私の過去の経験、いろいろな事情を見まして大阪をみずから守るということが、これは一番私は大事なことと考えております。そのためには思い切つた地盤沈下の対策を作らなければ大阪は救われぬ。地盤沈下の対策をいたしましては、御承知のように防潮堤を思い切つて改良工事をしていくことは当然であります。これを沈下のもとにな

ります工業用水という問題をできる限りすみやかに解決しなければ大阪はみずから守れぬ、こういうふうな私は実情にあると考えておるのであります。それで、この災害が起こりましたところの原因を除去するといふことが何よりも大事である。その原因除去は御承知のように工業用水の施設を強化して、思い切つて必要な工業用水を配給してやる。それとあわせてこの工業用水の規制を法律においてやつていく。これよりほかには方法が実はないのじゃないかと考えております。それで、政府におかれましては工業用水法の強化をせられる御意思があるかどうか。これをお尋ねしますのは現行法においては既存の井戸はそのまゝといふことになつております。で、新しい井戸を掘るときは制限があるように承知をいたしておりますが、既存の井戸といひますか、工業用水の井戸をそのまゝにしておく。これを今やっております。通産省で行政指導によつていくという方針のように聞いておりますが、このことだけでは、私はこれは百年たつてもやはりこの沈下が防ぎにくいんじゃないか。できれば思い切つて工業用水を配給して、それにあわせて井戸のくみ上げを制限していくという方策をとらなければ、これはできないのじゃないかという私は考えを持っておりますので、この工業用水法の強化について政府はどういうふうな考えを持っておられるか。これが最も大きな問題は問題だと思ひますので、お答えをお願い申し上げます。御指摘のよう

うに工業用水が地盤沈下の大きな原因だ、その意味からやむを得ず工業用水法を設けたわけでございます。そうしてこの法律では地区を指定して、その地区内における新規くみ上げを禁止するといふ方法をとつてきております。ところが、現在指定されてきておる地区が適当かどうか。かように考えますと、今の地盤沈下の実態等から見ると、さらに地域指定を拡大しなきゃならぬといふ問題があるのであります。これは実情に即した処置をとる考え方でございます。また、先ほど来いろいろお話がございましたが、地盤沈下、これは工業発展を阻害する大きな悪条件であります。同時に、水というものは工業発展に欠くべからざるもの、その意味では水の都大阪といふものが過去において非常に発展を来した。また、今日も水の都である特徴も持ち、また、その地下水が大阪地帯の工業発展に非常に役立ってきている。ところが、それがその利用の度が過ぎてくると、今度は弊害のほうが出てくるのでございまして、まあ、これらの点を勘案いたしまして、水を制御するといふのが、工業発展に役立つように、利水はもちろんでございしますが、また今のようないふ悪条件をかもし出すものについて、これを使わないようにしていく。両々相待ち、まあ防潮堤といふようなこととあわせて処理していきたい。ですから私も今工業用水法の指定地域の拡大、これはだんだん必要になってくるだろうと思ひますが、これをやれば大事な工業が発展しないことにもなります。そういう意味で一面工業用水が地下水でなくて水道に転移する。こういう処置の方向へ指導し、設備の整

備をはかつていく、かような考え方でございます。

○赤間文三君 大臣のお考え非常に私に思ふのであります。防潮堤の建設と工業用水の措置はいわば車の両輪のように、両方が相持たなければならぬ。工業用水の問題についてはいろいろ御配慮を願ひているが、たとへて申し上げますといふと、工業用水の分量があまり少ない、配給を願う水が少ない。沈下を防ぐことにははるかに遠いだけの工業用水しか御配慮が願ひぬといふような実情でございます。ただいま仰せになりましたように、まず第一に指定地区を拡大してまいらう。これは非常に大事なことで、例をあげますと、大阪におきましても現在此花、福島、西淀、東淀、大淀の一部がやっております。これは今進行中でございまして、このほかにも今大臣がおっしゃいましたように、旭区、都島、城東、それから東成といふような所も、緊急にこれはやつていただかなければ、毎日沈下をしておるのであります。この地域の拡大を願う。これは非常にけつこくに思ひますが、あわせて工業用水の設備を思い切つて拡大を願つて配水の水をふやしていただかないと、地盤沈下のはうが進んで沈下がくる。そうするとちやうど、さいの河原のように、また防潮堤を次から次へと作つていかなければならぬといふことになると思ふのです。それで非常に有効な施設をやつていただいておりますが、第一にお願ひ申し上げたいことは工業用水の施設を思い切つて、ここ二、三年のうちには思い切つた拡充をやつてもらわなければ、地盤沈下が防げないといふ

ように考えておるのであります。この点について思い切つて、ここ三年ぐら

いの間に、大阪でどうしても必要と認められるような地区まで拡大せられ、設備の一大拡充をやつていただけたらどうかという点につきましての大臣のお考えを、率直にお願いを申し上げたいと考えております。私の私見をもちましてやることが大事でございますので、緊急におもな地区、工業用水のために沈下の激しい地区については、ここ三年ぐらゐの間に緊急措置として工業用水道の拡充強化をやつていただけたらどうか。この点につきまして大臣の御意見を伺いたいと考えております。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの地下水のくみ上げ新規禁止ということと、工業用水道の整備ということ、これは軍の両輪で、それと防潮堤でございますから、最近はやりの何とか方式ということになるかと思ひますが、(「トロイカ」と呼ぶ者あり)三本立にならざるを得ない。そうして、ただいま御指摘になりました工業用水道ですが、それは臨海地区の工業用水道は当初の計画より二年間これを繰り上げて三十七年度に完成する、かような今の計画、進め方でございます。

○赤間文三君 私がお尋ねを申し上げたい点につきましては、現在御承知のように、大阪の此花、福島、西淀、東淀、大淀の一部、こういう点はやつておられますが、緊急にここ二、三年の間に旭、都島、城東、東成、それから現在やつておられる残りの部分を少なくとも三年ぐらゐの間にこれを完遂してもらふということについて、大

臣のお考えを率直に伺いたいと考えておる次第でございます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 実情の数字をちょっと申し上げてみたいと思ひますが、工業用水法の指定をいたしました当時において、これは全国七地区、全体だろつと思ひますが、七十八万トン程度の地下水を使つてゐる。そのうち大体二十一万トンが工業用水道に転換いたしております。転換の残つておる分と、今後追加指定を進める地域のくみ上げ量を加へて参りますと、大体九十三万トンというふうな水量になるかと思ひます。これに對しましては工業用水道の整備を急がなければならぬわけでありまして、来年度予算でそれらの点についての要求をいたすつもりでございます。先ほど申し上げましたのは臨海地区、いわゆる防潮堤のかさ上げをいたしております臨海地区に對する工業用水道の整備計画、これを二年繰り上げたということでございます。この点誤解のないようにお願いいたします。

○赤間文三君 この大阪の浸水地区につきましましては、私は大臣に、防潮堤とウマを合はしてやらなければ、非常に国家的にも損である。どう考えまして、さきに申し上げました地区は、緊急にここ三年間ぐらゐの間に、ぜひひとつこれが完成をするように、この点特にお願ひを申し上げておきます。

次にお尋ねを申し上げたいのは、工業用水道の施設に對しまして、昨年までたしか四分の一の補助だったと記憶しておりますが、ことしから五分の一になつたのをごさいます。御承知とも思ひますが、大体私の調査によりますと、地下水をくみ上げるとき

は、一立方メートルにつきまして、ところにより場所によつて違ひますけれども、二円五十銭から三円ぐらゐの費用がかかると思つておるのであります。これをこの設備を設けまして、いろいろと水を配給するといふ段になり

ますと、私の計算では、四分の一の補助をいたしたとしますと、大体二円五十銭から三円ぐらゐの井戸のくみ上げの水が、工業用水道にかゝると六円五十銭ぐらゐに高くなる。それからまた五分の一に下げられました現在におきましては、井戸の水をくめば二円五十銭から三円ぐらゐの水が、六円八十銭ぐらゐに高くなるのじゃないか。こ

ういふふうな計算をいたしたのであります。そういたしますと、莫大な水が必要で工業用水を、できるだけ、井戸の水をくみ上げたのと相当違ひはあつてもたいした差がないようにしてやるといふことが、これは私はひとつの大事な問題じゃないかと考えております。たとへ工業用水道を拡充いたしまして、井戸水を使うときと大へな格差があるということになりますと、少々の行政指導ぐらゐのことでは、あまり用をなしくいうらみがあるの

じゃないか。さういふふうな考え方を持つておるのです。よりまして、お尋ねを申し上げたいのは、私の個人の見解からいふと、沈下を防ぐための工業用水といふものは、特にひとつ政府の御配慮を願つて、思い切つた高率の設備の補助をやつていただくことのほうが適切じゃないか。かように考えて

おります。新たに工場を設置するときの工業用水とは、全然性質を異にして考へてもいい。大事な国土保全をやりましますところの、沈下を防ぐための工

業用水の問題については、これは別に考へる必要があるのじゃないか。現在では沈下を防ぐための工業用水も、新たに工場を設けるときの工業用水のあ

れども、同じように五分の一の補助であるといふことは私にはわかりにくい。そこに当然もう私の考えでは、重大な国土保全のあれをなす沈下対策のときに思い切つて補助をやつていただく。二通りに立てられることが時宜に適合しているのじゃないかといふような考へを持つてゐるのであります。この点について、大臣はどのようにお考へになりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今お尋ねの前の答弁で、どうも少し誤解があるといけませんから、補足して説明させていただきます。

先ほど申しました九十三万トンだと二十二万トンだと申します数字は、これは全体、全国的な問題でございます。大阪地区だけに對して申しますと、現在指定地域となつてゐる地域でくみ上げてゐる地下水は、既設の工業用水道及び明年完成予定の工業用水道で十分転換が可能ではないか、かように実は思ひます。今までに指定されてゐる地域のもの、それと、来年度までにその指定地域のものが済む。このほか今お話がありました追加指定といふ地域がございまして、こちらでは来年度から八万トン程度の工業用水道を建設するように推進して参るつもりでございます。

だから、この追加指定の地域のものがおくれるといふことに相ならうかと思ひます。これまた、それに対応する工業用水道の建設計画がございまして、それができ上がつてしまひますと、大阪に對する地盤沈下は、一応

これで対策が立つ。こういうことに実はならうかと思ひます。この点は大阪の方、特に御関心が深いようでありまして、先ほどの答弁では要領を得ておりませんので、はっきりお答えをいたしたいと思ひます。

ところで、この工業用水道だと非常に高い、地下水のほうが安い。これは確かに地下水が安いから、今日地下水を使つてやつていた。その安いものによつた結果が、地盤沈下を来たした。そこで工業用水道に転換してもらふ。そうすると、そういう地域が、全国にも幾多あるわけでございます。ただ、ただいまのところ限られた予算で要望にこたへるためには、やはり補助率は下がつても量を多くして、さうしてできるだけ開発するほうが、各地に對しても公平にいくのじゃないか。ことに工業用水の必要なところ、言いかえまして地下水などをくみ上げてゐるといふところ、これはもうすでに実は相当発達した地方、まあ財政的に見ましても余力ありと考へられる、さういふことを考へますと、やはり地下水をくみ上げた結果、沈下が進行してゐる。この点はただいまのごとく考へれば、四分の一よりも五分の一にして、総額をふやしていく。地方の負担力もあるのじゃないか、さういふ考へ方を通産當局としては実はしてゐるわけでございます。

ただいまのお話も、るる実情から立論されまして、できるだけ補助率を高めて、安んじたいと思ひます。その考へ方にとおりでございます。その考へ方にも私も反対するわけじゃないと思ひます。

大臣は防潮堤の強化、すなわち治水十カ年計画の繰り上げ実施、それと工業用水の普及と地下水くみ上げの全面禁止への方向をとっていくということでございますから、私も安心をいたしましたが、この間私の知っておる会社で新しい井戸を掘ってどんどんやっておるものですか、調べてみましたところ、指定地域でない、こういうのがどんどん指定地域外に実はふえておるのであります。ですからこれは至急にただいまの五区ですか、大阪の中央部の五区以外に指定地域を拡大していただくことを、これはお願いをいたしておきたいと思つております。ただいま補助率の問題でお話が出たのであります

が、おかげで本年の九月の三日ですか、此花、福島、大淀の三区に日に六万七千トン供給のできる工業用水道ができました。ところが、できて日が浅いせいもございまして、ただいままでの申し込みでは二万七千トン程度しか申し込みがない、四万トンまだ供給できる能力を工業用水道が持つておる、できて間がないからそうなんだらう、こういうふうにも考えられますけれども……もう一つは、ただいま赤間委員からお述べになりましたように、国庫補助率が去年からことしさらに下がったものですから、どうしても工業用水道使用料というものが高くなります。五分の一になつて、その上に経済の高度成長というやうなことで資材が上がる、賃金上がるというやうなわけで、最近では六円八十銭、これから作るとすればトン当たり六円八十銭くらい原価がつくのではないか、こゝう言われておるのであります。そこへ地下水のくみ上げの今の状態を許して

おきますと、二円五十銭か三円程度でくみ上げが可能なのですから、どうしても安きにつく、低いところへ流れ

る。こういうことになつておりまし

て、せっかく工業用水道を国の援助な

り府市当局も努力をいたしましてやっ

ておるのですけれども、使用料がこの

やうに高ければどうしても安いほうを

使うということになるわけでありま

すから、地下水のくみ上げ規制という

ものをもつと強力にしていだきませ

んと、この沈下の原因を防ぐことがで

きないやうに実は思ふのであります。そ

こでただいま工業用水法、工業用水道

事業法、二法、ございまして、これ

は地下水くみ上げをパイプの深さと

大ききでもって規制をしておるにすぎ

ないのであります。指定地域といえど

も、百五十メートルからの深いところ

の水を引き上げれば沈下にはそうたい

した影響はなからうというので、この

やうな規定が設けられたものと思つ

てありますけれども、その指定地域の

まん中の市役所のごさいます中島が

三十五年で十五センチから沈下いた

しておるのであります。このまゝにし

ておきますと、工業用水法による規制

をこのまゝにしておきますと、価格が

高い、だから安いものを使うというこ

とで、沈下の度合いというものを防ぐ

ことは私はできないように思ひますの

で、この工業用水法による地下水くみ

上げの規制を、私は持論としては全面

禁止の方向にいへばいいと思ひます。

そうしなければどんなに工業用水が普

及されましても、今のやうに使用料が

高ければ、安いほうを使うということ

になつて、沈下の度合いを停止するこ

とはできないわけでありま

すから、ど

うしても工業用水法による地下水くみ上げの規制をもつと強化する必要があり

と思うのですが、大臣の考えを承

りたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 御指摘のよ

うに値段というか、経済ベースという意

味で、なかなか地下水の使用が転換が

できないかも知れない、こういうお

それのあることを御指摘になりました。

私もどなたかしましては、一応道が開

いてある、こういうことでございま

す、さらにただいまのお話や赤間さん

のお話等の面からみまして、現在あり

ます工業用水法のあり方、それにつ

てももう少し検討をさせていただ

しかる上で対策を立てるやうにしたい

ものだと思ひますが、十分調査した上

で確たる御返事を申し上げるやうにし

たいと思ひます。

○橋本虎君 せっかく大臣から検討を

してひとつ研究したい、検討してい

ろ方法を考えていというところであり

ますから、つけ加えてこれは意見を申

し上げ、重ねて所見をいただきたい

であります、工業用の冷却に使いま

す水の水温というものは大体二十度程

度のものが適しておるやうであります。

それが地下水をくみ上げますと四十

メートル、地表から四十メートルか五

十メートルの深さの所の地下水がその

水温に当たつてゐる。ところが、それが

一番、学者の説によりますと地盤沈下

の影響を最も深刻に及ぼす地域になつ

てゐるやうであります。工業用水は二

十度程度の水温が必要であるのに、夏

分になりますと二十八度ぐらいの温度

になりますために、どうしても冷却用

にいたしますためには工業用水を使い

まして、さらに八度の水温を下げな

ければ冷却用などには使えないという

悩みがあるわけでありま

す。最終需用家はそういうことでありますから、ど

うしても自分で工業用水を使つても水

温を引き下げるための施設をしなければならぬ。ただいまトン四円で売つて

おりまして、そうして政府のほうは五

分の一に下げたのだから五円五十銭ま

では上げてはよからう。こういう意見

でありますけれども、夏になりますと

さらに水温を八度下げたための施設

を、それぞれ工場なり会社がやらなけ

ればならぬという問題もございま

す。ですから国庫補助の問題を

あります。ですから国庫補助の問題を

一般的に工業用水の普及といふこと

と、災害地の工業用水道の普及と

いうことは私は切り離してひとつお

考えをいただくことを重ねてこれは強

く要望するわけでありま

す。でも今の工業用水の二つの法律では、

やむを得るときには地下水をくみ上

げてほしいという何がございま

す。に、地盤沈下に一番直接影響を

する四、五十メートルから五十

メートルの深さの所の地下水の水

をくみ上げることになるのでありま

す。ですから、そういう点も一つあ

せてお考えをいただきたい。沈下の

一番の原因になる四十メートルか、五

十メートル程度の地下水をくみ上げる

ことを禁止する。そして今百五十メ

ートルとか、二百メートルとかい

つて、いろいろ制限ござい

ますけれども、作つていた

法律を三十三年ですか、作つていた

きましてからでも、十四センチ、十五

センチも大阪の中央部が沈下して

おるわけでございますから、どうかひとつ

そういう点についてもあわせてひとつ

お含みの上、最も近い機会に、法改正

○国務大臣(佐藤栄作君) あまり議論

にわたらないから実は避けたのですが、たとえば自然の状況のままに放任されておる地盤沈下、そういう沈下の場合だと第一義的に国がめんどうをみる。これは非常にはつきりしております。おそらく自治体を形成している地域内といえども、そういうことが理論的にいえるのだらうと思います。これは大阪の場合でございますと、自治体内で、しかもその中に産業が興り、その産業育成の際に、これはやはり地下水をくみ上げる。こういうことでございますから、この産業がある、そうして繁栄を来しておる。その観点に立ちますと、自治体も同様に十分整備する責任があるのではないか、かように思います。私は、国だけだという御意見でないことも承知しておりますし、あるいは自治体だけの責任で処理すべきものと、かように申しておるものでもございませぬ。国、自治体一緒になつて整備すべき事柄だらう、こういうふうに実は考えておるのでございませぬ。

○荒木正三郎君 なかなかうまい答弁

をされて、この対策について政府が責任があるように、あるいは自治体に第一義的な責任があるように、どちらかわからないような答弁なんですが、私の尋ねておるのは、第一義的な責任は国がとるべきである、こういう見解をとっているわけなんです。それは、地盤沈下が非常に局部的で小規模であるという場合は私は大きな問題にはならないと思います。しかし大阪の場合は、非常に大規模な地盤沈下、広範にわたつて、しかも相当早い速度で地盤が沈下しておる。大阪府市の財政力を

もつてしても、この対策を立てることが困難であるという実情に私はあるところでは、地盤沈下を防いで、今度の災害に非常な損害を与えた高潮に対して対策を実施するためには、大体七億圓くらゐの金が必要というふうに、私は大阪府市当局から聞いておるわけなんです。そうすれば、とうていこの地盤沈下対策について、大阪府市の自治体の力をもつては、しかも、これを早急にやらなければならぬ。で、まあ大阪府市の希望では、少なくとも三カ年で一応の完成をしたい。これは当然であらうと私は思います。今度の災害を受けて、これはおそらく大阪府民、市民全体の心からなる要望であるというふうに思うのです。そうすると、とても自治体でまかない切れる性質の問題でないというふうに私は考えるのです。三カ年に七億圓の費用を投じてやっていく、とうていこれはできない。そういう点から考えても、これはもう少し——私は、政府が冷淡であると言つて攻撃しているわけじゃないですが、もう少しこの点は考えようがあるわけじゃないかというふうに考えておるわけなんです。先ほどの答弁では、むしろ私たちの要望から通産大臣の答弁は離れておるよう思うのです。補助率を上げて、そうして事業をできるだけ進捗するようにしたい。これはやはり金を出し流して……、金は私はあると思うのです。国家財政で、それはいろいろ考えの相違もあると思うのですが、この重大な国土保全のために出す金は国家財政からみて相当出せる、こういうふうに考える。それを補助率を下げて事業を推進するというよう

うなことは全く逆な考え方じゃないか。だから補助率を上げて事業を推進するというなら、それはわれわれに、だれにでもよくわかるのです。で、去年までは四分の一、ことしからは五分の一に下げておる。こういうことは理解しにくい。これは再考すべきであると思うのですが、どうですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) これはまあいろいろそこで議論がある。だから先ほどちょっと補さんにお答えしたように、補助率を上げて資金量をふやすことができれば一番よろしい。うございませうと申した。しかし補助率を上げて資金量が減るという心配がある。そうすると、工事は進まないことになると思います。だから資金量がふえて、そうしてそれが百億なら百億計上する、これが五分の一なんだ、そうすると、あとは五分の四出したいだいで、四百億で五百億の事業ができるということになるわけなんです。しかし補助率を上げて、百億が四分の一なら四分の一になりますと、そうすると一年にはあとの四分の三出せば三百億、工事量とすれば四百億になる。これは計算がはつきりしておるわけなんです。だから同一の金額である場合には補助率が高いということは工事の進行に支障がある。だから補助率を高くすれば資金量をふやさない、意味をなさないとことになるのではないかと思います。

そこでもう一つ、お話のうちにありましたこと、これは別にあげ足をとるわけじゃございませぬが、工事が小さければともかくもと言われる。これは別にあげ足をとるわけじゃございませぬ。ですけれども、これなどもおそれる地元負担というか、国の厄介になら

んでも済むのだ、幾分かそういう考え方があるわけなんです。これは別に第一次責任が、国であらうが、市であらうが、そんなことにおかまいなしに、やはり自治体の自立性というか、自主性というものを荒木さんは尊重しておられるのじゃないか。

それからもう一つの問題ですが、なるほど三カ年に七億あるいは八百億、これを一時に出すことは非常に困難でございませう。そのために借入能力があるかどうか、起債することができぬかできないか、こういうところに自治体の力というものがあつて、だから、工事を非常に急いでやるのでなければ、ここへ現金を必ずしも積む必要はない。その年の間の収入で全部を支払ふ必要もない。だからやはり起債その他の方法、これはまた政府がもちろん協力しない、その所要の資金の確保はできないだらうと思ひます。私は、そういう方法でこれは処理するべきものだ、かように実は思つてございませぬ。別に私は、皆様方がせっかく、おれのほうで補助率を高めてやろうというものを何ということ言うのだというお叱りを受けるかもわからないようなことを、実は申しておるようにとられては困ります。私は、大体他の事業に対する国の補助その他等から見ても、この程度がというものが、今までの、通産と大蔵との話し合いの結果である。この点を御了承いただき、事業遂行には、ただいま申し上げたように、国は国として協力する方法があることを御承知願ひます。

○荒木正三郎君 補助率を下げて仕事量をふやす、国から出す金が一定しておれば、ある意味ではそういうことが

言えるかもしれません。しかし、それは自治体の負担能力というものがやっぱり考慮されなければならぬと、かように思うわけなんです。私は問題の重要性からいって、やはり総額をふやしていかなければならぬ。百億円出すというところを百二十億にふやすとか、百五十億にふやすとか、国の負担を。そういう意味において、補助率を上げていって仕事量を促進する、増大する、こういう方針をとつてもよろしいことを要望しておるわけなんです。ですから、この点はひとつ誤解のないように十分考えてもらいたい。

その次にもう一点だけ聞いておきますが、通産大臣も問題の重要性についてはよく考えておられるので、工業用水道にいたしましても促進をしたい、こういうお話です。しかし、もう少し具体的に、大阪府あたりでは大体三カ年で一応の完成をみたい、こういう熱心な希望を持っておられるようであります。で、今次の災害から見まして、今までに起こつた類似の災害から見ましても、これはもう最小限度の要望であると思うのです。だから、大体三カ年計画というものを政府として了承してやつていこう、こういう腹がまえがあるかどうか、これを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) これは先ほどお答えいたしましたように、今後指定地域になる八万トンの地下水、これは毎日八万トンくみ上げる、それに対する水道計画、これは市が持つておりますし、これを私どもが来年度の予算に要求して、その計画の実施に協力する、こういう考え方でございませぬ。

で見て参りましたのですが、一体、こ
ういうふうなことで、あなた方は人間
が住めるような家が建つと思うかどう
か。

それから、何かこれに対して、もっとやはり人間が住めるような、一年でも二年でもまた人間が住めるような施設に改めていく考えはあるか。この際、特にそれをおきたい。

○説明員（瀬戸新太郎君） お答へ申し上げます。

仮設住宅の単価は、最近までお話のように五坪、十坪であったのですが、います。先生御指摘のように、建築費、材その他の値上がりがありました関係、を考慮いたしまして、また、そのほか、屋根などにつきましても、従来ルーフィングあるいは杉皮というような計算になっておりましたが、これをトタンぶきにするといったような、内容の改善等もある程度考慮いたしまして、十三万円に引き上げまして、この第二室戸台風から実施することにしたしております。

そのほか、単価としては、もちろん非常に不十分な単価であるという御指摘を受けるわけでございますけれども、まあ、あくまでもお話のように、一般の住宅対策が講じられるまでの間のつなぎの応急措置であるということと、もう一つ、建築にあたりましては国有林材を優先的に払い下げを行なう。国有林材の価格は災害発生前の市価の二分の一の価格でございます。したがいまして、そういうような点をいろいろ考え合わせ、工夫いたしますれば、一応十三万円でやれるというふうな考えておる次第でございます。

きましては、伊勢湾台風の際の仮設住宅が被害を受けたというような例もございましたので、今後の仮設住宅の問題につきましては、一部鉄骨などを使用した組み立て式の住宅などを考えてみたかどうかということで、事務的に検討いたしておる段階でございます。

○武内五郎君 十万円を十三万円に上げて対策を立てるというお話なんですけれども、私はまだそれではとうてい人間の住めるような住宅にならぬと考えます。ことにそれに対して、資材の供給で、国有林の払い下げ伐採によってまかないたいといっているようであります。その国有林の伐採によって資材の価格を低めて取得しようとする場合でも、やはりこれは時価に支配されるという点は否定できない。それから、かなり高い運賃等はどうなるのか、その点について、運賃等の関係で、かえって同じ結果になるのじゃないかと思います。

そういうような方面の考えがあったかどうかということをお伺いしたいし、それから、でき上がりました仮設家屋のうち、たとえば便所がない、台所がない——便所、台所のない家屋な人というものは人間は住めません。鶏な状態であればいいかもしません。家族をかかえて台所のない、便所のない家屋ということとは、私はこれはもう人間に与える住宅じゃないと考える。厚生省社会局は少なくとも人間の実態に即したものの考え方では対策を立ててもらわないといけないのじゃないかと思うのですが、この点はどうですか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 前段の国有林払い下げの際の運賃の問題でござい

ますが、運賃は一応十三万円の中に入っておるわけでございます。これは極力最寄りの、最も近いところの営林局から払い下げを受けるという取り扱いをいたしておるわけでございますが、やむを得ず近くの営林局の管内にないという場合は相当遠方から運ぶという場合も出てくるわけでございますが、そういう特殊事情のものにつきましては、特例を認めてもらえたいという扱いにいたしておるわけでございます。

それから便所あるいは台所というものでございますが、これも非常に窮屈ではございますけれども、一応この五坪の中に予定されておるわけでございます。しかし、この市街地等におきましては、集团的に相当多数同じ場所に建てます関係上、共同便所あるいは共同炊事場といったようなものを設けてやっておるところもあるわけでございますが、設備といたしましては、いづれにいたしましても、便所、台所についても手当をいたしておる次第でございます。

○武内五郎君　まあ運賃は国で予算も見ておるといふ話なんです、製材費なんかはどうなんです。

それから家屋建築にあたってのその他の、たとえば今までルーフィングを使っておる、あるいは杉皮を使っておるというふうな家屋から、トタン屋根に変えるとか、あるいは木羽ぶきにするとかいうふうな場合に、その十三万円を超過するおそれが相当強いと思うのです。そうでなければ私は寒冷地帯、積雪地帯の冬季越冬ということとはできないと思うのです。しかも私は、からのトタン屋根をふいたって露下に

下がる青森辺、それから新潟の雪の積もる地方ではとういて生活ができないと思うのですが、そういう点、家屋についての配慮はどうなっておるのか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 製材費も十三万円の中に一応含めております。

それから寒冷地の問題でございます。が、これは目下のところ、寒冷地あるいは寒冷地以外の地域との区別はつけておらないわけでございます。この点につきましてはあくまでも早い人は一カ月あるいは二カ月で出ていく人もあ

りますし、応急手当であるということ
で、そのような扱いになっておるわけ
でございます。

○藤田藤太郎君 厚生大臣が見えないので施設課長ですが、今の仮設住宅のことですね、たとえばそれが農家だったら農家のつぶれた所に、仮設住宅を個々に建てるという方法とはってないのでしょうか。集団的にどこかの候補地とか、どこかというしほりがあるわけでしょう。

○説明員(瀬戸新太郎君) さような制限は設けてごいません。したがって、農村地帯では倒れた跡、あるいはその隣り、あるいは焼け跡、そこへ個々に建っておる例が多うございます。

○藤田藤太郎君　そうしますと、これは仮設住宅は期限が二年でしたね。あと払い下げるという措置をとっていますが、今町村が具体的に困っているのは建てる場所がないということと困っているというのが事実じゃないかと私は思うのです。だから個々の災害を受けた家が倒れたらそれは百分の三十、まあ最近はもっと幅を広げていいと思うのですが、自分の家の倒れたあとに

建ててくれるのならどんどん希望者があ
る。しかし、そうでなしに一定の地
域に仮設住宅を建てて、移住をして、
それを二年の限度の中で処理すると
いうことになっているから、土地を見
つけるのに市町村は困っているという
のが実情じゃないかと思うのです。あ
なたが今おっしゃったように、それ
じゃ自分の屋敷の中にどんどん建て
てていいのか、そういうことになって
いるのか。

○説明員(瀬戸新太郎君) これは公有地でありまして、私有地でありまして自由であります。ただ一応私有地でございますと、あとでこの貸借の關係がございしますので、その点は明確にしておいて紛議の生じないように注意をしておるわけでございますが、その私有地、自分の住宅の跡ではないけないとか、あるいは町村有地でなければならぬとかいう制限は一切設けてはございません。ほとんど町村部で私ども見ておりますのでは、伊勢湾台風などの例を申し上げますと、自分の屋敷跡あるいはそのすぐ庭先へ建てておるという例がかなり多いわけであります。

○藤田藤太郎君 そういうことなら市町村が土地を心配することはないだろうし、今任んでいるところに建ててもらえばいい。二年限度でも新しいところに建てるならそれは百分の三十じゃとても足らぬのじゃないか。今度の台風で仮設住宅を全壊家屋の百分の三十三ということですが、これはどうですか。希望はどれくらいきて、実際はどれくらい実施されたんですか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 三割という承認の基準でございしますが、これは一応のめどでございまして、必要があれば

ば三割をこえて認める場合もありますし、実情によっては三割以内で済んでいる場合もあるわけでございます。これは別段科学的根拠があるわけでございまして、一応過去の災害の実績を考慮いたしまして三割という基準をきめたわけでございます。そこで第二室戸台風の例を申し上げますと、大体おもだった県で五割程度になっておろうかと存じます。ちょっと正確な数字を忘れましたが、大体大ざっぱに申し上げて五割程度になっているかと思ひます。

それから敷地の問題でございますが、町村部では、町村部でも村落と市街地の部分と違ひますけれども、敷地のために建設が困っておるといふような話はあまり聞いておりません。むしろこの市街地、特に大都市などで空地がほとんどないために敷地難で建設がおくれるということがいつも心配されておるわけでございます。

それからもう一つ、仮設住宅は応急救助として行なわれるものではございますけれども、やはり救助の種類としてましては第二次的な救助になりますので、自分の力で建てられる方々は御自分の力でやっていただく、また親戚縁者等に身を寄せられる方はそこで一応落ちついていただく、どうにも方法がないという方々にだけについてやるわけでございまして、敷地があるから希望が多い、敷地がないから希望が少ないという性質のものではないわけでありますので、その点御了承願ひます。

○藤田藤太郎君　そうしますと、今年は五〇%だというんだが、あとの処理は大体今までの歴史からいって、二年

の期限だが、二年の期限がたつたらどういう処理をされていますか。払い下げるよう何かの処置をとるわけでしょうか。どういう処置をとっていますか。

○説明員(瀬戸新太郎君)　今、二年という期限を設けておりますのは、これは二年までは当然いいということより、むしろ二年以内にそういう状態を解消してほしいという目標を示しておるわけでございます。したがって、先ほども申し上げましたように、一月、二月で出て行かれる人々もかなりあるわけでございます。そこで、最大限をまあ二年というふうにいたしておるわけでございます。そこで、いろいろその世帯の状況によりまして、二年過ぎましても、なお居住している方もあるわけでございます。その際は大体例といたしましては、ほとんど無償に近い——無償あるいは無償に近い価格で居住者に払い下げられておるといふ実情でございます。

○藤田藤太郎君　これに関連して公営住宅の問題が出てくると思うんです。だから建設省の第一種住宅、第二種住宅というふうなものが、えてして行なわれているのは、集団住宅ですね。だから災害で資力がない場合には、特に農家なんかは——第二種住宅なら三分の二の国家補助にありますが、資力のない人にはそういう格好のめんどうを厚生省は見えていますか、建設省の関係で。

○説明員(瀬戸新太郎君)　資力のない方々ににつきましては、申し上げましたように、仮設住宅で応急手当をいたしまして、さらに一般の住宅対策であります公営住宅あるいは住宅金融公庫からの融資、こういったようなお世

話をいたして、できるだけ仮設住宅から早くよりよい居住をさせていただくという処置に努力しておるわけでございます。

○藤田藤太郎君　そうすると、あなたのおっしゃるとおり、仮設住宅というのは早く出ていただく正常な住宅で生活してもらうというための、建設省との関係においてたとえば第一、第二種公営住宅というふうなものを個々の場合でもそういうお世話を厚生省でしているわけですね、住宅の関係で。それはまた金融のたとえば措置について、厚生省というのは何とていってもそういう役割ですね。住宅の関係は建設省だけれども、人命に関する問題は厚生省の役割ですから、だからそういうめんどうも厚生省が建設省と交渉したりなんかして、あとのめんどうを見ておられるということですか。

○説明員(瀬戸新太郎君)　もちろん各現地におきましても、また府県におきましても、私どものほうにおきましても、ややともいたしますと仮設住宅がスラム化する傾向があるわけでございます。そういう点を防止する意味合いからいたしまして、極力住宅対策を早急に進めていただいて、仮設住宅の状態を解消するという方向で建設省のほうにもお願いして努力をいたしておるわけでございます。

○藤田藤太郎君　あなたにあまり強い要求をするわけにはいきませんが、それ以上の要求はしませんけれども、具体的にやはりあとのめんどうを見てあげなければ家は建ちませんね。だから個々の場合でも、たとえば第二種公営住宅、あれは町営になりますか、こ

ういう格好なんですか。個々の場合にそういかなければ融資のめんどうを見る——家が今度つぶれたときに建設の融資は幾ら出ますか。

○説明員(瀬戸新太郎君)　その辺の詳細を実は承知いたしません。これは一切その面の関係は建設省のほうでお願いいたしておるわけでございますが、大体第二室戸の際に、伺っておるところによりまして、災害発生後間もなく住宅金融公庫から被災地へ参りまして、部落単位ぐらゐに説明会を開きまして、それで希望者に対する貸付の手続、条件、そういう点のPRをしておるといふことを見たり、あるいは伺ったりしておるわけでございますが、その詳細の扱いにつきましては、私ちょっと今資料を持ち合わせません。

○藤田藤太郎君　それは少し何です、あなたは民生行政をおやりになっている厚生省だから、融資がどうなっているという方法で借りる手続を援助してやって、そうして住宅が建つくらいのことには課長知ってなければいけません。屋内の堆積土砂も今度だいぶ集中豪雨でたくさん入っていますか、三%という基準は変えたのですか、変えないのですか。

○説明員(瀬戸新太郎君)　この三%という基準は狩野川台風の実績を一応用いたわけでございますが、あの数字では低過ぎるのではないかと御指摘もあつたのですが、もちろんその後におきましても三%をはるかに上回る場合も少なくないわけであります。そういう際にはその実績を見て実情に合うように割合の引き上げを考えて参つたわけであります。そこでごく最近におきます集中豪雨の例からいた

しますと、岐阜県あたりの例から申しますと、一〇%をちょっと上回っておる実績でございます。そういう点を考慮いたしまして三%を室戸台風から一五%に引き上げております。

○藤田藤太郎君　私は、これは何回も質問して明らかになっているからあまり言わないのですけれども、河川の沿岸で大水が流れて百戸あったら百戸全部土砂が入っているわけですか。それは堆積土砂排除はめんどうを見るということをお政府は言っておられる。これは今までの質疑で明らかになっている。議事録を見れば明らかです。ところが単位五千円で三%ぐらゐでは実際問題としてはなかなか百戸の家の救助処理ができていないというのが現実なんです。だから道路は建設省が見る。農地は農林省が見る。だから屋内は厚生省が見ますというところで、無制限に出すわけにはいかぬけれども、できるだけめんどうを見る。狩野川や伊勢湾台風の際も水のつかったところが多し。これを平均して堆積土砂の入った家屋が三%だったから、これが一つのワク

だ。これが今度は一五%に上げられたというところですが、それはあまり機械的に過ぎる。だから水だけつかった土砂を出す必要のないところは必要がないのです。しかし川の沿岸で百戸とも全部つつかって土砂が入っていたら、これはやはり見てやらなければならぬ。だから単に三%の基準を一五%に上げるといふことだけで解決する問題ではない。これは私はよく言いませんから、十分に厚生省が各府県知事に、こういう場合にはある程度のめんどうを見るのだ、単位が五千円なら五千円のめんどうを見るということ、で、

基準が三%とか一五%というようなことはもう言わないほうが僕はいいのじゃないかと思う。そこらの具体的な問題についても少し熱意を入れてやってもいいと思いませんか。なぜそういうようなことを今また繰り返すのかというのと、各府県の知事は、厚生省から三%のワタシをかきめられていない。だからこれはもう三%しか出せないのだというので、百戸土砂が入っても三分の一万五千円だけ入って、あとはどうにもならぬのだというので、みな黙ってしまっている。そこらあたりを十分に認識してもらって、厚生省も狩野川とか伊勢湾台風のときの浸水家屋の中で、土砂がこれだけだったので三%になったのだけれども、土砂の排除は、事実は道路は建設省、農地は農林省だから、屋内のことは全部めんどうを見るのだということをやばり親切に府県知事に言っておいておかないと、今のようないきなり出てくる。機械的に三%を一五%に上げてみたところで、それは握り金にひとぬい結果になる。実質的な救済にならないわけですよ。そうでしょう。それで土砂が入っていないところでも一五%分も入る。たとえば水だけが入ったところでも一五%も入るといふなら少し不公平です。だから実態に応じて、水のつかったときには水のつかったときの処置が必要です。水がつかかり、土砂が入ったときにはそれだけの分は実態に応じて処置をするような方法をやっぱり考えていかなければいかぬ。ただ三%の基準を一五%に上げたら事足りるということでないという

ことをまあひとつやってみてほしい。私はそう思う。

それから、大臣が見えないから、これはどうもあなたにばかり言うのはいかぬから、もうやめたいと思うんだけど、あなたに担当者だから、担当者の一応の話だけをお聞きしたいんですが、この災害救助法からくる民生の問題については全部厚生省ですね。それで、商業の関係でも、厚生省が人命に関する問題はみんな処置をしてやらなければいけません。たとえば災害罹災者の援護法というような格好で罹災された人に特別な保護立法を作った、見舞金であるとか、または融資であるとか、無利子というような格好で融資をして、再起のために援護して上げるとか、そういう問題が私はたくさんあると思うのです。しかし今みんなばらばらで、各府県町村の財政力によってばらばらなんですね。で、私はやっぱり大きいといえば、国の責任だという議論をここで今しようといいたしませんが、今の基準を出してめんどうを見よう、富田町とか、富田町村とか、貧乏市町村なら何にもやれない、こういう見舞金とか、援護資金の貸し出しとかというようないくつかの点は厚生省として災害救助という立場から十分にお考えになって、あなたも社会局ですから、十分にそういう点はお考えになっていただきたい。私は思うんです。まあ救助法の関係は今度基本法が出て参って、基本法の関係で救助法の問題がどうなるかということもいろいろ議論がされてくる

ころだと思えます。だからそういう点は十分にひとつ配慮してほしいと思う。たとえば、だんだん議論を進めていけば、終末処理の問題なんかで、なかなか進んではいけません。こういう問題は、災害のときにやっぱり塵芥、屎尿とかの終末処理の問題も一ぺん水につかてばとやったら人命、衛生上非常に悪い問題ですから、何かそういうものに対しては市町村がほんとうに国の保護、援護によっていものができるようにしていただかなければいけません。まあ今度今までの法に連動して援護法、三つの法律を出しておられますから、これはこれでまあ私は高いとか安いとかという議論は別として、措置を講じておられることだと思ふのですが、しかし具体的に法律になってこない仮設住宅の問題とか、堆積土砂の問題とか、それから今の被害者の見舞金の問題とか、罹災資金の低利長期の貸し出しというような問題に触れてくる

と、手当が十分に明確になっていないのです。ここで議論するときにはい話ばかりが出てくるんですけれども、なかなか出てこないのです。そういう点はひとつ十分社会局で検討していただきたい。いづれ厚生大臣がおいでになって、社会局長がおいでになったら話も十分に私もしたいと思ふ。あなたにあまり言うのはいかぬから、これくらいにしてやめておきますが、ぜひ省内でもその議論をしていただいて、われわれもちゃんとこういう場合にはこうしてあげたいというところを社会局から出してあります。皆さん検討されていることだと思ふから、そういう点についてもこの会期中に質問して明らかにしていただかなければならぬと思ふから、ぜひひとつお帰りになったら検討していただきたいと思ふ。

それから私は農林省が皆さんおいでということですから、農林省にちよっとお尋ねをしたいと思ふ。

〇説明員(農林省) 前段の救助の割合の問題でございますが、この一五%あるいは仮設住宅三%というふうなことは、これは三%をばらばらにきめてはございませうけれども、それで事足りるというふうな思っているわけでは毛頭ないわけでございます。御承知のように災害の規模がまことに千差万別でございます。一定の基準というものを是非常にきめにくいわけでございます。しかし、そうかといつて全然よりどころがないというところでも困りますので、過去の災害の経験に徴しまして一応のめどをきめていまして、それでさらにこの実際の運用にあたりましては、災害の実情に応じて弾力性のある運用をはかって行くというふうなことをいたしているわけでございます。なお、その準備等の点につきましても個々に検討いたしまして、早急に改善をはかるように努力いたしたいと存じております。

一定のものをさしを当てて、激甚地だからこれだけの補助だ、激甚地でないところは補助率が少ないという議論があるわけですね。そういう法律になつていくわけですね。皆が。しかし個々の災害を受けた対策にしてみたら、地域がどうであらうと何であらうと、災害を受けたものに、激甚地でないからといって補助率が少ないということじゃ困るわけですよ。特に厚生省の民生の関係のあなた方が、そうはいないのだというのを幾ら言われても、思想としては三%をばらばらにきめて一五%に堆積土砂のやつを上げたというふうなものか、その実態に即してやるということになっていない。

〇武内五郎君 仮設住宅のことです。施設課長なら取り扱ひ上に詳しいわけなんです。二年でこれは払い下げができます。二年で払い下げができないのだから、そこに入っている人が二年たたくてもいづれ払い下げを受けるのだという考え方に立っていない

のかどうか。そうなると、家族がふえたり、あるいは現在その五坪の家屋では、家族五、六人はとうてい生活できないというようなことで、二年後の払い下げを考えながら幾らかずつ建て増して行っても差しつかえないのか。何かだいたいの文句言われているようでありますが、地方の人々もその点についてだいたい困っていることであるから、どういう考え方になっているか伺いたい。

○説明員(瀬戸新太郎君) 仮設住宅を払い下げるといふことは、いろいろ仮設住宅を建てた地域の状況によって、可能であるかあるいは不可能であるかといふことがあるわけですが、払い下げという前提でいろいろ施設をするといふことはちょっといかがかと思ひますが、大体これはまあ先ほどお話のありました、農村等で自分の敷地内に仮設住宅を建てたというような場合におきましては、まあほぼ確実に払い下げが期待できるであろうといふことが言えるかと思ひます。そういうような場合には、私どもの立場では一応五坪といふことを基準にいたしておるわけですが、実際にはそれぞれ個人個人の力で、台所を広くしたり、いろいろ工夫をいたしておるようでございますが、やはり仮設住宅はあくまでも応急の手当てでございますので、五坪の基準を著しく上回るということ、一般的に払い下げを前提として認めるということは、ちょっと困難だと存するわけでございます。

○委員長(一松定吉君) ちょっとと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(一松定吉君) 速記を始め

○中田吉雄君 果樹災害対策についてごく簡単に伺いたいと思ひます。が、農業基本法で畜産とともに選択的拡大の大きな分野なんです。が、衆議院を通じてきました修正案で社会党とかなり最後まで難航したものの一つだと思ひているのですが、新しい対象だけあって、まだ十分でないと思ひますが、一応の今度の修正で方向づけがなされたと思ひますが、農林漁業金融公庫から出される既定の十億のワケについて、不足ならなおこれを追加供給するといふふうになっていますが、今回いただいた資料からしても、果樹関係の被害は相当多いと思ひますが、一体総額のどれぐらいのパーセンでその貸付を、天災融資法の貸付を申し込むであらうという予想で、そして融資ワケの不足は状況によってわかぬと思ひますが、どの程度これを追加供給せねばならぬといふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) ちょうど直接の所管の振興局長がおりますので、融資の關係ですから私お答え申し上げますが、御承知のように天災融資法と、それから農林漁業金融公庫と両方の金融の措置で果樹の復旧対策を考へようといふところが大体中心でございますが、天災融資法におきましては、いろいろの融資ワケの拡大とか、条件の緩和、こういうふうにお考へておりました。この面では現在調査ができまして最終的に決定しているといふこととばかりでございますけれども、大体七八十億ぐらいの——これは果樹じゃございませんで、全体につきまして、第

二室戸台風を中心としたしました災害の被害の融資のワケでございますが、六十億ないし八十億前後のところ、融資のワケを定めたらどうか、こういうことで政府の部内で検討しておるところでございます。で、まあ大体そのくらいのことと参りますと、今までの状況から言ひましても、大体カバーできるのじゃないかといふふうと思ひております。それから公庫の方では、現在十億というワケはございますけれども、これは実際どれだけの融資の申し込みがあるんですか、実行してみまさんとわからぬものですから、まあ一応そういうふうなことでやっております。そして必要に応じて、予備費等もございまして、そういう点で十分ひとつまかなえるように処置をして参りたいと思ひております。

○中田吉雄君 その点は、じゃ今後の状況によらねばわからぬと思ひますが、十分追加供給はするといふことで、とにかくワケの拡大というのは、四つ、五つの中のひとつの問題点であつたと思ひますが、その点はもう安心して復旧計画を立てるに十分な追加供給ができるということが言えますか。

○政府委員(坂村吉正君) 災害対策でございますから、災害の復旧のために必要なものは、全力を尽くして、これはワケの拡大等も努めて参りたいといふように考へております。

○中田吉雄君 この果樹は共済の対象になつていない一つの分野で、災害復旧にひとつの問題があると思ひますが、樹木や施設の關係等についてはいろいろ出ているのですが、このフルーツですね、果物が落ちたという場合です、たとえば二十世紀とか、リンゴ

とか、なかなか数回も薬剤を散布し、生産のコストがかなり高いもので、まあミカン等は別にしまして、二十世紀等は必ずしも採算が有利でもないといふようなので、私鳥取県ですが、ちょうど収穫期の直前に相当部分落果して、甚大な打撃があつて、これはかなり問題になつてゐるのですが、これはどういふふうな——まあ来年度からの果樹栽培の營農資金の手当というようになつて、融資の方法その他について少し御説明いただきたい。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるのとおり、落果いたしました果樹が、まあこれは非常な農家に与りました損害になるわけですが、実際、非常に残念でございますけれども、落果した果樹についての損失補てんという制度は現在ございませんで、これはまあいろいろ検討をいたしてはいますけれども、なかなかそこまでの施策はとれないわけでございます。したが、まして、天災融資法におきまして経営資金の貸付と言ひますのは、次の作付に對するいろいろの農薬であるとか、肥料であるとか、そういうようなものの手当の金でございまして、そういうようなものを大体中心にいたしまして、まあその天災融資法によつて、特別被害地域において三分五厘の金を貸さる、こういうことの制度をとつておるのでございまして、そこであつて果樹につきましても、一般の農家に貸付限度が二十万円でございまして、今度は特例法で上げまして、二十万円を三十万円に上げよう、それから果樹の栽培をやつておる農家ですね、果樹の専業者といふようなところにつきまして

は五十万円まで上げよう、こういう措置を講ずることにいたしましたわけでございます。で、根本問題といたしまして、ほんとうに果実が落ちた場合の損失補てんをどうするかという問題は、これは今後の果樹の対策から言ひましても、非常に大事な問題であらうと思ひます。が、今までこれにつきましましては、果実共済というものをひとつ考へたらどうかといふような話もございまして、これは三十五年、また三十六年政府でも予算を組みまして、三十五年には九十何万円、三十六年本年度は百何何万円の調査費を組みまして、各県に——県としましては四十何県でございまして、各百何何かの町村を指定いたしました。そして、いろいろの種類の果樹につきましましての共済といふものをやるかどうかという問題を検討いたしておるのでございまして、しかし御承知のように価格の変動が非常に大きいものでございまして、ある程度災害で落果をしたら何かいたしますと、その場合にはかえつて値段が上がる、普通よりもプラスになりますといふような面もございまして、なかなかむずかしいのでございまして、そういうようなことで結論のようなものはまだ出ておりませんけれども、そういう今までの調査を基礎にいたしまして、今後の果樹園芸の振興という問題をひとつ早急に検討したいと思ひております。

○中田吉雄君 私も落果したものの補償を國がやつたりするといふことはなかなか困難だと思ひております。しかし、リンゴにいたしましては二十世紀

にいたしまして、その他数種のもの
はちょうどその時期が台風シーズンに
当たるものが多いわけであります。で
すから、どうしても選択的拡大の大き
な柱として果樹園芸というものを振興
しようと思われれば、これも何らかの
補償制度をやるし、また自己責任で
立ち上がるにしまして、それが可能
なような融資なり助成が私必要だと思
うわけであります。最近栽培しますく
だものはなかなか高度な技術と手数を
非常にたくさん要しまして、私はこの
程度の二十万円、三十万円というよう
なことではなかなか立ち上がりにくい
んじゃないかと思うので、今後ぜひこ
の果樹園の災害復旧の体系を整えて、
そしてこの発展の障害にならぬように
やっていただきたいという希望を申し
上げておきます。

なおこの保険についていろいろ検討
しているということですが、これは早
期に検討することになっていて、
ようですが、一体他のこれまでの共済
の法律の中に含めるような形でいい
とされるのか、まあこれまで調査され
たりしたものもだんだんと集計されて
いると思うのですが、そういう点はど
うなんですか。単独立法でやられよう
とするのか、そういう点まあこれはな
かなかめんどろで、落果して値段が上
がったりするということもあるのです
が、一戸の農家の経営でこれは台風にか
かる、これは台風にかからぬという
ようなことならそれはある程度相殺で
きるでしょうが、地域的にほとんどや
れるところはみんな、まあ時期にもよ
りますがやられるということ、そうで
ないところは、鳥取県でも西の方は全
然被害がない、東の方だけやられたと

いうような格好で、なかなか特殊な内
容を含むものだと思うのですが、これ
は一体早期に検討するということはい
つごろで、しかも大体的な調査された方
向としては単独立法でいけるのか、
そういうことについてはいかがです
か。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる
とおり、非常にむずかしい問題でござ
いまして、三十五年、三十六年と二年
間調査いたしましたけれども、調査の
考え方は、制度を頭におきまして調査
をしているというよりも、むしろその
基礎条件といえますが、バック・グラ
ウンドをいろいろ当たってみません
と、なかなか保険にいたしまして、
それから共済にいたしまして設計等
がむずかしいわけでございます。で、
日本でも前に和歌山でミカンでござ
いまして、果樹共済をやりましたけれ
ども、これも実際問題としては設計のず
さんなために非常に赤字を出して一、
二年でつぶれてしまったというよう
なことになっておるのです。またアメ
リカのようなところでも一カ所か二カ所
か、カリフォルニア州あたりで果実の
保険をやっておるところがございま
す。しかし、これもその地帯で大体そ
の保険に入り得る資格者の一割ぐら
いしか保険に掛けていないという状
況でございまして、これもほとんどほ
そとして、まあ将来どんな姿になる
かわからぬような状態であるという
ふうな調査であるのでございまして、
結局まあそのバック・グラウンド
をとにかく調査いたしまして、どう
いう方法でこの果実の損失補てんとい
うことを考えたいかということ、こ
れから検討しなきゃいかぬ問題であ
る

うと思ひます。したがって、現在
の農業災害補償法に乗っけるとか、あ
るいは別の体系を作るとか、そういう
ふうな問題もまたある程度方向がつ
いたというふうな段階までは行っており
ません。

○中田吉雄君 私なかなか米麦のよ
うな相互の保険作用というものがこれ
は非常に困難です。そういう点でむし
ろやはり融資制度というものを、そう
いうものができるまで、なおできても私
はやはりできるだけまあ自己責任にし
まして、早く立ち上がれるような制
度が比較的充実しやすいじゃないかと
思う。ところが御案内のように、天災
融資法は農協が取り扱い、町村が補償
するということ、なかなか足を踏んだ
手がない制度だものだからして、農協
もともすればこれをきらい、町村も責
任を伴うものだから、なかなかこれ
がうまくいかぬで、その間の何らかの
工夫を必要とするのじゃないかと思
うのですが、大体天災融資法はワタが全
部こなせぬということですが、どの程
度こなせぬのですか、そういう点につ
いて伺います。

○政府委員(坂村吉正君) 御指摘のと
おり、天災融資法の消化状況は必ずし
も全部がこなされているという状況で
はございません。で、その原因はいろ
いろございしますけれども、実はやは
り今いいましたように農協が金を貸す
という、そこにいろいろ借りにくい面
もあるのじゃないかと思うのでござ
いまして、町村が補償し、それから県が補
償し、国が補償しておるのであります
から、被害者のために農協が思い切っ
てこれは金を貸してもいいのだらうと思
うのでございしますけれども、そこら辺

が末端に参りますと、必ずしも円滑に
いっているとは思われない面もござ
います。それからもう一つは、ワタがこ
なせないという面は、災害が起りま
したときには、これは非常にその際の
心理をいたしましては、できるだけ大
きなワタをとにかく要求をいたしまし
て、これがそう言っちゃあるいは語弊
があるかもしれませんが、そう
して、これだけワタがあるんだから
いじゃないかという安心感を与えたい
という気持ちが県庁なり何なりにも非常
に多いと思うのでございします。そう
いう意味からいたしまして、ワタが実際
の費用よりも過大の面も場合によつて
はないとはいえないのでございしま
して、そういうようないろいろの面が
ございまして十分こなされてはおりま
せんが、私どもの指導をいたしまして
は、とにかく災害対策なんでもござ
いますから、農協が金がないなら別でござ
いますけれども、十分な金を持って
おるわけでもございします。そうして取
れない場合には、国が損失補償をやる
というふうなことでございしますし、最
近では毎年何億という前からのやつ
の損失補償をいたしております。予算に
も計上いたしまして、そういう状況で
ございしますので十分農協も指導いた
しまして、災害対策として遺憾のない
うにやらせていきたいと思ひます。

○中田吉雄君 損失補償の額は一体ど
れくらいであるかということ、私は
やはり農協が他の関連事業との収支計
算で非常に信用部におんぶするところ
が多くて、最近においては金融逼迫等
もあって、信連にしまして、単協で
も、ひどいことになるというコ
ールに出した
り、なかなか百姓に貸さずに、いろい

ろ利子の高いほうに出したり、ずいぶ
ん農業協同組合法に反するようなこと
もたくさんやる。そういう点も関係し
はしないかと思ひますが、そういう点
はいかがですか。大体どのくらいの損
失補償をしておられるか。

○政府委員(坂村吉正君) 天災融資法
が発足いたしましたから全体の姿を中
し上げますと、これは昭和二十七年
度の十勝沖の地震からのものでござ
います。それで今まで貸しております
のが大体八百八十六億、累計でござ
います。これに対して三十五年度
末までに百八億という利子補給をいた
しております。そのうち国が負担いた
しました額が七十億、こういうことに
相なると思ひます。こういう融資の
状況に對しまして損失補償の実行は、
今までの例でみますと、まだ償還期
限の到来いたしましたものが、さう多
くはございません。昭和二十七年発生
の十勝沖地震から三十五年までのそ
のものに對しまして、昭和三十年
度から三十五年度までの間に交付いた
した金額が、これは大体償還期限が参
りましたものに對して、そのころから
ある程度償還が始まっておりますが、
それに対して二億五千万という損失
補償金を交付いたしております。それ
から本年度の予算は一億を計上して
おります。

○中田吉雄君 これはどうですか。他
の同種のいろいろな補償がある、中小
企業その他が。補償率としては、私は
割合少ないのじゃないかと思ひます
が、どうなんですか。

○政府委員(坂村吉正君) はなはだ申
しわけございせんが、ほかの融資
制度との補償の率を今私は正確に覚え

ておりませんが、今おっしゃるとおりあるいは少ないかもしれせん。と申しますのは、大体におきまして農協から金を借りまして、地元ですと居ついておる農民のことでございまして、大体これは長い年月には返つていくというが実態のようでございまして、そういう意味からいたしまして、率をいたしましては割合少ないのではないかと思います。

○藤田藤太郎君 私は、武内委員が質問されるようですが、ちょっと二、三点ひとつ伺っておきたいと思うのです。私は法案のくわしい議論じゃないのですが、昨日ですか、総括質問のときにもあったというのを聞いています。川が、河川というものがだんだんと天上川になる傾向が強いのでありまして、この天上川になって、しかもその河川の改修その他が十分に行なわれてないから、たとえばひどいところになると、河川敷地に植林だとか、そういうものが行なわれて、雨が降ったら堤防が切れる。切れたらどこにしろよせがくるかという、まず農地だと思ふのです。河川の問題は建設省、そしてその被害を受けの農地だという格好の例が非常に多いと思うのです。ですからこういうことは、まあきのう農林大臣のお話があったようですから、くどくは申し上げませんけれども、しかし災害といったところが多いのか、災害が起きているところが多いのか、私はきのう出ていなかったのですから、この問題について農林省が農地の災害をなくするために河川の改修、治山治水、こういう問題は建設省の担当になっているところと非常に関連が

あると思うので、農林省としてはどういう心がまえでおいでになるのかというのをひとつお聞きしたいのです。災害が起きたら、河川の改修が十分でないで農地がいたんでいくというのがもうほとんどの例でございまして、それが一つです。

それからもう一つは、今水資源の法案が議論されておるわけです。これはまあ第一条からみて、その都市の工業用水初め上下水または灌漑用水の問題まで、この水資源の二法案は公団と促進法ですが、入っておるわけですが、しかし法の大目的としておるのは水を利用するというのが大目的である。肝心の利根川水域と淀川水域をやるというのだけれども、治山治水は基本計画を四本の三項で十分に考慮してやる、こう書いておるのだから、それだけそれじゃ考慮されておるわけか。建設省がその主体になっておるわけですか、農林省は水資源の法律第四條の三項で治山治水は考慮するといふだけで満足されておるのかどうか。私はどうもこれもやっぱり洪水時の災害に關係して重要な問題をもたらしと思ふ。たとえば京都なんかですと、第一桂川なんというあんまりは亀岡に八〇％雨が降った水がたしです。それで下流を守っているという。これは日本全国でこんなところはないと思ふ。が、そういうところを放っておいて水だけ利用しようという法案が出てきておるわけですが、それは農地も家も全部雨が降るたびにだめになっておるわけですが、私は農林省としてはこういうことをどういう工合にとらえられているのか。私は二点をひとつお聞きしたい。関係者から。

○政府委員(吉村清英君) まず最初の河川と治山の問題でございしますが、あるいは御指摘のように河川敷の内部に造林を行なつて、そのために洪水の原因になるというふうなところがあつたかと思ふのですが、これはまことに考え違ひをしておる。造林をした人の考え違ひじゃないかと思ふ。私もこのほうで気がつきました場合には、こういう点は十分注意をして、そういうことのないようにいたしたいと考える次第でございします。

治山と治水の問題でございしますが、昨日も大臣からも御説明があつたわけだと思ふ。私もこのほうの治山事業は、この林業の経営の一環と申します。か、造林事業、林道事業、治山事業、こういうものが一体になりまして初めて成果が上げられる。こういうふうな考えでやっておるのだから、したがっていまして、この河川の砂防とは、かつて古い時代にはこの利用をいたしたすなわち問題等につきまして、かなり論争もあつたところだと思ふ。しかしながら、最近におきましては、林野庁の治山は河川と申しますか、溪流をいたしますにいたしまして、支川の支川という程度のところをやることを主体といたしておるのだから、十分建設省の砂防の当局と連携を保ちまして、中央はもちろんでございしますが、地方におきまして、それぞれ連携を保ちまして、今までかつてありましてたこのようないふことがないように注意をいたしまして、私も順調に進んでいくところと考へておるのだから、ございします。で、この治山事業は私もいたしまして、山の荒廃を回復し、同時に

に荒廃を防ぐ、両面の事業をいたしまして、保安林について漸次経済林に持つて参るといふことを、終局の考えとして進めておる次第でございします。次に水資源の問題でございしますが、

仰せのとおりあの法案には、治山治水については十分考慮するといふように現わされておるのだから、私は、私も利用いたしましては、やはりその水源であります奥地の山林と申しますか、保安林の整備ということがまず大事である。この森林の保水能力と申しますか、これが数字的にまだ表わされる程度の研究が進んでおらないのだから、少くとも森林があるといふことが、この水を保持する能力に効果があるといふことがはっきりわかつておるのだから、したがって、私の水源地帯の森林、言いかえまして水源林でございしますが、この造成といふことは今後大いに努力をいたしまして、この水の利用にも貢献をしなければならぬと、こう考へておる次第であります。○藤田藤太郎君 少し私の質問とはずれておると思うのですが、私の質問は保安林その他によって水資源の培養を育てるための努力をしたい、私はそれを聞いておるのではない、むしろ水資源を涵養するための努力をされることはけつこうなんです。しかし、できた水をどこで高度に利用するかというところが水資源の利用、公団または促進法という格好で出てくるわけだ。しかし、水だけは利用するけれども、沿線の農地をどうして守るか、そうでしょ、沿線の農地をどうして守るのだと

いうことになってきたら、河川は建設省でやる。あの水資源公団にしても建設省が主体でやっておるわけだが、京都の桂川の沿線の亀岡市なんかは雨が降ったら全部八〇％つかかるのですよ、水が下へ流れないから。それを毎年繰り返しているのです。そういうことではないんですかという事です。私は今水資源の審議に私は行つてきた。水をだから利用しようとするなら、一番上の水資源の保安林涵養ですね、水をためる一番奥のところも必要だけれども、しかしその水が流れてくる沿線といふものはこれはほとんど農地です。農地を守るといふことをしながら、その水を十分にその目的に利用するといふことではなれば、水だけはそこへ持つていこう、しかし沿線の治山治水の問題については十分な配慮がされてないといふことは、農林省としてはどうなりますかといふことを私は言つておる。

それからあなたは先ほど例がないと、私も三十四水のとくに、滋賀県の日野川です、近江八幡の横を流れている川、この川の中の堤防はみんな民有林、植林がしてあつて、竹やぶ、松林、茶畑、いろいろな植林がしてあつて、大体、川幅百メートルから二百メートルくらいの川ですが、堤防がちゃんとある。しかし、流れているといふのは十メートルか二十メートル、あとは全部植林です。だから、雨が降って水がどつときたら、琵琶湖まで一キロか二キロしかないと、琵琶湖まで切れてしまふ、両側が切れてしまふわけだ。御存じないのかもしれませんが、私はそれで、これはいかぬと言つて、三十四水の水害対策の委員会を、

ここで議論をして、何とかいたしますと、早急になければなりませんという返事はよかったのだ。建設省も農林省もお聞きになっている。私は京都です。それから、いよいよあそこを汽車で通って、いつ直るかと思つて来に見ているわけだけれども、もう同じことです。雨が降ったら両側が切れているのです。だからあの地域は何となくか、切れ所と言うのです、地方の言葉で。ここは切れ所だから嫁の来手がないうと、こう言う。それは冗談じゃないですよ、ほんとうにあそこ川の水に行つてごらんない、もう今は近江八幡市になっていますが、切れ所だから嫁の来手がなく、雨が降ったら切れというのです、堤防が。もうすぐ一キロか五百メートルか、せいぜい琵琶湖まで二、三キロです、その間にぶすぶす両側が切れている。まん中を少し改修したら、あのくらの水はすばつと琵琶湖に筒抜けに入る。それが切れ所ということであの地域はもうやむを得ない、ぶすぶすおこるだけでそのままである。こういうことがあつたら、切れるたびに農地がみんないたむわけでしょう。これでいいのかどうかということ。私は最近も見えていますけれども、同じ状態ですよ、これは直つておりません。これは一つの私が見てきた例ですけれども、私はほかにもたくさんあると思うのです。天上川のところに雑草や何かをはえて水が切れる、こういう例が私はたくさんあると思うのです。これをなくしていくということになれば、水害による農地の被害というものは相当程度救われるのではないか、まあ京都の桂川は特殊なところですから

でも、水資源との関係で私は何とかそれをまずやるということでは水資源を利用しない、それでなければ意味がないじゃないかと言つたら、今度の水資源は桂川の水はとらないで、琵琶湖の水と木津川の水だけをとることにしていますという考え方です。まことにどうして何となく、私はけしからぬ話だと思つて、一つの川がまだできておりませんから二つの川から水をとります、桂川の水はこの計画からとるようにはなつておりませんというのを平気で言つておられる。そして三千万トンか五千万トンの雨が降つたらそこへ水がたまって農地が水にみんなつかつてしまつて、十時間も十五時間もかかつてあの狭いところからばつぽつと出た行つて、大阪や淀川の沿線の流量二千トンぐらいの水があそこたまつて、その農地がつかつていくわけですね。まあ日本全国のことですから、そんなところは目がかぬのかもしらないけれども、それは農林省としても十分な配慮をして、水資源の利用というものについても真剣にならなければいかぬのじゃないか。これは雨が降つたら常時災害です。手のつけようがありません。堤防が全部つかつておる。橋もつかつておる。ずつと一キロぐらゐまでの間は湖です。橋も堤防も全部水の底であります。亀岡は。そういうことで、あわせて農地が全部つかつて被害が起きている。三十五年度のときには私は農林省に行つて、農地の堆積土砂を何とかして欲しいということをお願いをして努力をしていただいたのですけれども、トラックスにとかく二万台も昨年の泥だけでた

まつていくという、どうするのだ。激甚地というもののさがあるときは、三十四年はいけけれども、昨年になるとどうにもならない。昨年は昭和二十八年からだいぶ長いから資力はあるけれども、一昨年やられて昨年やられて、どうにも出しようがないといつてお手上げしているという、こういう状態もある。だから私は、水資源の利用の問題や河川の改修の問題というものが、農地の災害について二つの例を申し上げましたけれども、いかに重大な関係を持つておられるかというところは、農林省は真剣に考えていただいて、そうしてやはりできるだけ被害が少なくなるに建設省との間に処置をしてもらわなければ、私は非常に災害の問題というものは根が尽きないんじゃないか。天竜川でもダムができたために、上のほうでものすごい水につかて困つた。それは日本は狭いといつても、家がかかる地域よりも農地のつかる地域がうんと多い。これは生命線ですから、米麦、農作物がつかつてやられてしまつていふことは。だからその点は農林省は重要な問題としてお考えをいただかなければいかぬのじゃないか。例を二つ申し上げましたが、どうでございましょうか、そういうことをお気づきになつておられるか、なつていないのですかね。

○政府委員(庄野五郎君) 事が農地の関係でございまして、私からお答えいたします。水資源の開発促進法なり、その事業促進のための公団法なり、御指摘のとおりでございまして、ただいまのところでは利根水系と淀川水系の二本という予定で進んでおります。それでこの基本計画を立てますにつきましては、やはり御指摘のように治水の問題も基本計画の中に入れて十分立てて、こういうふうな相なつておるわけでありまして、なおまた治山治水の十カ年計画でも、その中に入れて、やはり指定水系のみならず、その他の水系も促進する、これは御承知だと思ひます。

それで、今御指摘になりました天上川の問題でございまして、これは非常にむづかしい問題でございまして、やはり天上川の対策としては、これ以上河床が隆起しないように、砂が流れてこないように、根本的には治山治水が必要だと思ひます。なおこの治山治水のためには、植林とかあるいは河川砂防、そういう問題がございしますが、根本的にはやはり洪水調節のダムを上流に作るということが一つの大きな方法だと思ひます。これは利根水系あたりでは、そういう特定多目的ダムということで建設省所管で洪水調節をやるとともに、発電なり工業用水なり農業用水なり、あわせて利水にも使つて、こういった計画のものが着々と進行もいたしておりますし、今後水資源開発促進法によりまして、そういうものが開発されてくる、こういうことになつてその点は逐次解決されていくだろう。なお下流部におきます河川改修というものも下から逐次進めていく、こういうような状況でございまして、その他の河川につきましては、やはりこれは水資源開発法ではございせんが、治山治水十カ年計画なり、あるいは特定多目的の特別会計の事業として、それから農地の部分、特に農地の被害の多い部分につきましては、農林省といたしましては防災ダムといふのをやはり恒久的な洪水防除事業として今やつておるわけでありまして、これは建設省と農林省とよく打ち合わせまして、下流部の受益地がほとんど農用地部分だ、こういうことでありますれば農林省所管としてやつておりますし、都市なりいろいろなものも含めれば建設省のほうの所管と、こういうことになつておまして、その事業を進める必要があると思ひます。

なお、天上川の対策といたしまして、流域変更をやるかどうかということも、二十八年度の近畿の災害等で、相当真剣に研究したわけがございしますが、御承知のようにやはり村落を通りあるいは農地部分を通つておりますし、また流入する親河川も河床が上がつておるというところ、なかなか流域変更をやるということも困難な状況でございまして、結局、やはり洪水調節ダムができれば洪水調節ダム、それができなければ砂防工事を十分にやつて、そして河床が隆起していくのを防ぐ、それ以外にないじゃないかと存じております。

なお、御指摘になりました桂川等につきまして、これは前には農林省として平和池の洪水調節ダムを作つたのですが、非常に不幸にして想像以上の豪雨で決壊するという事件があつたわけですが、上桂のほうの対策といたしまして、なおあの地域に今後の問題としてはコンクリートによる防災ダムを作つたらどうか、こういう検討をいたしております。なお御承知と思ひますが、保津峡の掘きく等も建設省あたりと話し合つて、掘きく部の一部でございまして、掘きくをやるかどうか、こういう問題も検討はしたことはございしますが、やはり上流部と下流部

との利益の問題が相反するわけでございます。いまして、そういう点でなかなか話し合いがつかず、遅々としてこの問題は解決いたしております。

天上川というのは非常にむずかしい問題でございます。そういうような経過で、できるだけ防災洪水調節ダムを地形上できれば作る。そういう点と、砂防工事をするということで進まざるを得ないのじゃないかと思ひますが、一方において水質源の開発をやつて利用という面もとりながら、そういった洪水防除ということもわれわれとしても力を入れて参りたい、こう考へております。

○小柳牧衛君 関連。先ほど治山問題について御質問がありました。いただいた資料によりますと、これは予算委員会でも少し質問したのですが、十分お答えを得られないのですが、復旧治山が非常に多くて、予防治山というものが非常に少ない。例年そうなることがあります。復旧治山ももちろん治山にはけっこうでしようが、できるならば予防治山に力を入れなければほんとうのものじゃないかと思ひます。また復旧治山の中でも、山腹工事と溪間工事を比べますという、大体半々くらい。私どもとしては溪間工事は、あるものは河川の関係があるのだから砂防の工事とやらつていいものもあるのじゃないか。もっと山腹工事に力を入れるのが農林省としてやるべきことじゃないかと思ひます。これが第一点。

第二点は、昔は砂防と治山と対立したけれども、最近では非常によくなつてきた。私も大体そう思ひます。次官通牒、閣議決定等においてはよくなつたと思ひますけれども、実際にい

てはさほどよくなつてはおられないので、ずいぶん地方においては対立抗争をやつてゐるし、その証拠としては、すでに行政管理局より適当でないといふことを勧告せられたことが数回に及んでゐる。それらの措置はどうしたのか。この二点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(吉村清英君) まず予防治山と復旧治山の問題でございます。これは私も仰せのとおりでございます。して、そういう方針でいかなければならないと考へております。今、一方におきましては復旧治山の事業が非常に多うございまして、それに追われて、同時に予防治山も最近大いに力を入れて参つてゐるところでございます。今後この点につきましては、御指摘のとおり私もかねがね考へておりましたので、そういうふうに進めて参りたい、かように考へておるのでござい

ます。次に溪間工事と山腹工事の問題でございますが、私も仰せのとおり、砂防でやりますようなところまでやるべきでない。やはり山を主体にしてやるべきであるという方の方針には決して異存ないのでございまして、私どももいたしましては、山腹工事をいたしますために、やはり山腹その他のために溪間工事をどうもしていかなくてはならないという小堰堤の程度をやつておるつもりでございまして、あるいは先生におきまして、こういうところはどうかというふうな例がありますかと思ひますが、そういう点につきまして、御指摘、御指導いただき

まして、今後なおさら改めて参りたいと思つております。

最後に両省間の調整の問題でございますが、仰せのように、行管より指摘を受けた面もあるものでございまして、その後私もいたしましては、両省とも十分調整を保つてゐるつもりでおるのでございまして、足りない点につきましては、今後なおさらに努力いたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は今申し上げましたように、農地局長がいろいろお話をなりましたけれども、私はやはり農地を守り、住宅を守る、住宅地は農地じゃありませんけれども、しかし何と

いっても川がだんだんに流れるほど、日本の地形からいって農地が多くなつて、山のほうには農地が少なくなつてあります。そういう富裕農地といふのが、富裕農地といふのが、今のようになつておる。治山治水の総合的な計画が立てられておる。少雨が降ると農地がびしょとやられる。日本は特に零細農家でございまして。ですから、少々の手当をしてもらつてもどうにもならぬところにあるので、すから、私のお願いしたいことは、水害が起る所でも、何とかこの河川の手当をしておつたら防げることがないか。あるいは、ほつておられるために、いつも被害を農地が受け、零細百姓が困る。こういう実態といふものは、農林省は農地だ、河川のほうは建設省だから、いろいろ意見をお言ひになるにしても、遠慮がちになるのかどうかしりませんけれども、私はやはりもっと重点的に、そういう問題については、農林省から強く河川の改修、治山治水の問題については主張さ

れなければいかぬのじゃないか。ちょうど三十四水のと、私は大体近畿の河川、被害地を全部回りました。たとえば、被水地が全部回りまして、たといふに、被水地が全部回りまして、まん中に島をこしらえて、そのために農地がびしょとつておる。日野川でございまして、ああいう例もござい

ます。取り上げてみればたくさんござい

でいいの。かといふような、そのために農地がびしょとつておる。日野川でございまして、ああいう例もござい

ます。取り上げてみればたくさんござい

でいいの。かといふような、そのために農地がびしょとつておる。日野川でございまして、ああいう例もござい

らぬことがやられていないから被害が起る。これは人災だといふことを、その被害をいつも受けてゐるところでは言つてゐます。だからそういう点をみずから政治のうま味で直していただくように特別にお願いしておきます。

○政府委員(中野文門君) 藤田委員の貴重な御意見、十分御趣旨に沿ひますよう農林省といたしまして努力をいたします。さう御了承を願ひたいと思ひます。

○松永忠二君 通産大臣に、簡単なこととありますけれども、基本的なことを少々伺ひたいのであります。

今度の室戸台風や梅雨前線の被害、ここに資料が出ていますが、中小企業庁の關係の被害が非常に多いわけでありまして。この室戸台風が約七百一億、梅雨前線が約百十億、三十四年度災害約千二百億といふような金額であります。それから、相当大きな被害があるわけですから、そこで私は中小企業、商工業者に対するところの災害対策といふものは、ほかの農業、漁業者に対する対策よりも非常に不十分ではないかといふことを考へてゐるわけでありまして。で、われわれは商工業の關係で災害復旧だといふものは、非常に融資が迅速だといふこととあります。災害があるといふうちに融資が行なわれて、今いろいろ質問の出でございまして、天災融資とか、あるいは創設資金とか、農業金融公庫の資金といふものは、なかなか容易でない、手に渡つてくるのは時間的に非常に不十分でありますけれども、そ

れに比較して商工業に關係した中小企業金融公庫、国民金融公庫とか商工中金の金というのは割合早く手にくるというところは、私は非常にいい点だと思ふのですけれども、利子については非常に高いわけですね。今出ている法律によつて六分五厘の利子を三カ年限りでそれをやるといふことになっておるわけでありまして、農業の關係あたりでいへば、特別被害者は三分五厘、普通の一般が六分五厘、そのほか五分五厘という利子のところもある。まずその融資の利子について、やはりあまりに差が多いのではないかと、もう少し低利の資金を長期に貸せる措置といふものをとるべきではないかと思ふのです、その点はどうかと思ふに考へておられますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) しごくこともつともお尋ねだと思ひます。農業關係と商業あるいは工業等との關係においての金利がこれで適正かどうか。もちろん通産省といたしましては十分配慮しなければならぬ点だと思ひます。ただ御承知のように、ある程度の差のあることはそれぞれの産業の特質から當然のことじやないかと思ひます。ただその差が、一体今の差で均衡がとれておるかどうか。これは私のほうとしてもなかなか説明のつきかねるところであります、ただ長い間の経過、それによる経験による金融措置のこの金利といふのがたゞいま定められた。かように私は理解いたしております。しかしだいま松永さん御指摘のように、それにしてもやや開きがあるのじやないか、こういう御指摘のようです。こういう点はまだ私どものほうにも、私自身は十分理解のできる

説明材料を実は持っておりません。ただいま申し上げましたとおり、長い間の経験からこういう金利に落ち着いた、私かように理解しております。

○松永忠二君 出てきています法律も三年だけが六分五厘ということになっておるわけでありまして。片方の農業資金は五年以内ということになっておる、そのほか非常に長期の期間がある。そこでもう一つ進んで、中小企業者つまり商工業者——私は中小企業とだけ言わないのでありますけれども、今度大阪あるいは名古屋あたりへ参りましたも、相当なあそこの繊維業者あたりは被害を受けているわけでありまして、ところがその商工業者の施設に対しては何らの補助もない。ところが御承知のとおり、ここにも出ておりますように、農地に対しては五割補助が九割に上がつている、灌漑地は、農地といふものと一体商工業者の持つていた機械、工場といふものとどこに大きな違いがあるのかといふことになれば、私どもは今までの慣例で農地といふものがそういうふうな考えられるといふことであつて、必ずしもその性格からいって私は工場、機械あるいは店舗と何もそこに相当大きな基本的な開きはなかつたと思ふ。それだけじやなくて、たとへば農業施設についても六十五%の普通の補助があるわけですね。それが灌漑地になれば九〇%の補助がある、共同の利用施設についても五〇%の補助が出てきているといふように、まあ非常な開きで、私は農業關係のものにこの補助があることを決して悪いとは申しません。農業者といふものは、その施設といふものが利潤に回ってくる期間といふものは非常に長いのでありますから、そういう意味で特別な助成が必要であるとしても、商工業者に何らの補助もない、共同施設の補助もないといふことは、私は全く片手落ちだと思ふ。これはもう通産大臣は御承知だと思ふわけでありまして、災害地で商工業者が泣き言を並べますと、すでに注文等があつたものは、つまり注文を他に移すといふことが行なわれるわけですね。その施設に被害があつたのは、それではほかのほうへ回してほかのところからものを仕入れようじやないかといふことになるので、商工業者は被害があつても、泣き言を並べてそれを被害として持ち出すといふことをやめていないわけですね。しかし、私も今度参りましたときに、名古屋の地方の商工業者の人たちは、もうそんなことは言つていられない、もうこういう被害になつたのだから、こういう点についてはこれだけあるといふことを私たちは言わざるを得ないと思つておつたわけですね。私は施設補助といふものについて、商工業者の施設について、また店舗といふものに対してやはり補助すべきではないか。特に共同の施設などについてはやはり農林漁業の關係と比較してみても、とにかく農林漁業でも個人の施設にも個人の農地に、あるいは組合の共同施設にも、組合と言わなくても、小さい団体の施設にも補助があるわけですね。これについては大臣は一体今の商工業者の災害対策について欠けるところがある、特にこういう点について一歩前進すべきかどうか。またこういう点についてどういう時期に一体具体化しようとお考へ

になつてゐるのか。すでに災害基本法も提案をされてゐる時期であります。大臣の御決意によつては、私は具休化する時期も決してないではないと思つておりますので、こういう点について大臣の率直な見解をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私どももすれば災害地に出かけてみまして、商工業者のこゝろに於ける損害、これを現実に見て、最も多いものは店舗がやられてゐる。これは個人の住宅と同じような処置がとられればまた別でございまして、その場合に多くの商品の流失あるいは汚損、こういうような事態に当面するわけでありまして、動産の損害といふものが非常に目につく。ただいまも機械のお話が出ておりました、その機械自身もときにははいわゆる施設としての機械部分もございまして、動産的なものが非常に多い。そういうものに対する被害、損害について、過去の國が補償し、あるいは弁償しておる場合に、動産的な損害に対してはめんどろを見てもおるものが非常に少ないように思ふんです。ここに一つの問題がある。そういうものに対しては多くの場合に金融措置で手当をする、その金融が特別金融以上の処置をとる、あるいは担保、保証等の点、あるいは金利で特別に考慮を払う、こういうことで過去においてもやり、また動産だからという気持ちが多分に働いておると思ひます。しかしこれは今までの損害の状況等から見て、これが一応の基準であるかとも思ひます。思ひます、いかに商工業者が受けておる損害、その跡始末等を考へてみますと、あるいは農民との關係において欠

くるところがないのか、被災者を同じように國がめんどろを見ておるかどうか。これは金額が同じだとか、こういうわけではございせんが、國がめんどろを見る対象物としてそういうものが均衡のとれた取り扱ひ方を受けておるかどうか、しばしば私自身も疑問に思ふ。そういう意味のことを苦にもして参つたつもりでございまして。しかし今までのところでは動産的な滅失、損害等については、先ほど申すような措置、これが大蔵當局といふか、今までの手当の基幹になつておる、かように私考へておる次第でござい

○松永忠二君 そのところまでは私もよくわかるんです。しかし、それだからどうするかといふことをお聞きしておるのであつて、私は動産についてそれが非常に大きな金額の被害を受けておる、だからこれはある意味で私は施設を似たような意味にとつてもいいんではないか。商店における在庫の大部分が流れてしまつたといふことは、ある意味では農地に非常な被害を受けたといふのと何ら変わりはない。単に店舗に被害を受けたから農地に匹敵するものではないといふものではないと思ふわけですね。大臣のおっしゃるように、動産についても非常な被害を受けたことについても考へなければならぬが、大きな工場が破壊した、あるいは被害を受けたといふことに対してはも何らの助成措置はないわけですね。現在の法律では、そうして迅速な金融といふことで第一本やりできたわけですね。あるいは信用保証の問題とか信用保険法といふようなものを作つてゆく、その保証率を高めるとか、そういう形で一本

やりでやってきたわけですから。それで迅速な金融があれば、何とか商工業者は今まで切り抜けていたわけでありませう。しかし、これはこれだけの大きな被害を持ってくるような時期に對しては、やはりこういう点について一歩前進して助成すべきだ、あまりに不均衡ではないかと思うんです、ほかのものと對比して。漁船についても、たとえば共同の使用の漁船とはいいいながら、一人の名前で二、三人の共同使用をしていては漁船にも実は今度特別措置をして助成が出てきておるわけです。この前々ときもそうです。そういう点については私は非常に商工業者、通産関係の災害対策というのをおくれている。伊勢湾台風なんといっても、事業協同組合等の施設災害復旧に関する特別措置なんというのを出ておられない。中小企業に對する国有機械等の売り払い等に関する特別措置というのもかつては出たことがある、こういうことも今は抜けて出ていない。しかし、より一歩前進した形で今通産大臣が言われたように、この際やはり農民、漁民その他の被害者と、それと商工業者の一体災害救助というものが均衡なのかどうか。前進する必要があるという私は考え方を持っておるんですが、この点について大体大臣もそういう考へ方は持っておられるようですが、それを具体化するということについてこの際考へておられるのかどうか。今までのそういうことをただ聞いていた、聞いていた、考へていたということではなくて、ちょうどその基本法もできて、関連法律もできよう、また基本計画も立てよう、かつ業務計画も作ろうと、こういつている時期でありますか

ら、この点について大臣が決意をされれば、私は一歩前進したものがこの際出てくるのじゃないかと思うので、この点についての大臣の考へ方を聞いておるわけです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、まあいろいろとたゞいま御指摘になりましたように、はたしてこれが均衡がとれているかどうか、そういう点については、はつきり均衡がとれていると言いつて、切り得るものが実はない。しかし、過去の経験等から見て、妥協の結果に一致しているのじゃないか、こういうお答えをいたしております。でも絶えずこういう点は氣をつけていかなければならぬことだと思ひます。そういう意味の検討はもちろんいたしますが、しからば、今日たとえば金利をさらに下げるとか、あるいは直接の国の補助に切りかえるとか、こまごまの結論は得てはおりません。ただいま松永さんも御指摘になりますように、かつて中小企業関係で機械を買い上げる、こういうような処置をとったことはござい

ます。これはいわゆる災害ではございせんが、需要調整の面から必要な措置をとったことはある。しかし、おそらくこれは特例に属することじゃないかと存じます。問題は被害の状況その他等も十分勘案して考へないと、幾ら商工業といえども、自分たちの資本の回転によることだけでその損失をあとで取り返し得る、こういうものと、取り返し得ないものといういろいろあるだろうと思ひます。そういう点は具体的な問題に當面して態度をきめていかないといかぬことじゃないかと、かようにたゞいまのところは考へる次第でござい

ます。

は、いろいろな仕事の性格上相違もあることであるから、同様ということには言わないにしても、これではあまりに差がひど過ぎるということをおし上げておるわけですか。これについてはやはりひとつこの際、最も適切な時期でありますから、基本法等出る時期でありますから、大臣もひとつ特に検討して善処を願ひたいと思ひます。

地で農地が広範囲にわたつて冠水いたしました。特に私は今回の水害における冠水地を見まして、いろいろ水害災害予防の点等を痛切に感じたのであります。ことに、実例を申し上げますと、新潟県の南蒲原郡中之島、栄村というような日本の穀倉地帯、そこでほとんど全耕地が冠水いたしました。その水かさが高三メートルにも達したときがあった。したがって、排水機が数カ所にございまして、その排水機がほとんど水をかぶつたり、あるいは全然その能力がなくなつたり、あるいは、排水能力を失つてしまつた状態になつて、一週間以上は水をかぶつておつたわけですか。で、御承知のとおり、その排水をやるために堤防を数カ所爆破した、そういうような非常手段をとつても一週間以上冠水していただけませんが、その排水機能という点を考へると、排水場の設置部が非常に低く、たとえば水がこれくらいに來るといふことを予想されて作つたのじゃないかと、何かこう一応そこへ排水機を設けなければいじやないかというように考へる方から、ほとんど低く作つておる。したがつて水をかぶつて機能を失つてしまつたという事例があつたんですが、そういう面に対する指導等が十分考へられなければならぬし、今までのところたかどか。それから、そういう点の今後の復旧について、どういふふうにか考へられておるかということをおまづ伺ひたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 排水被害につきましても、御承知のように、堆土とそれから湛水の排除法で特別な助

○松永忠二君 もう時間も急がれておるようでありますので、私はただ大臣がそういうものは持ち合わせておりませんとおっしゃるかわりに、逆に私はこういう資料を出しているわけですよ。つまり農民の金融が五分五厘が天災融資では三分五厘じゃないか、それも金融の期間が何十年という期間を持てているのじゃないか、それにまた最も高いものであつても、一般の農民の被害に對する融資というのとは六分五厘、ところが、現実には今度法律が出て保証されて六分五厘になつてゐるが、それは三年間だけということに制限がされてゐるのじゃないか。施設に何らの補助が出るじやないか、農地には九〇%の補助が出るじやないか、農業用施設に對しては九〇%の補助が出るじやないか、共同利用施設に對しては五〇%の補助が出るじやないか、補助の出るものがあるなら示してくれと私は申し上げてゐる。具体的に私は差のあることを指摘をしてゐるわけでありませう。だからやはりこの点については、今までのそういうこともあつたであらうし、そういうことでそうなつていたんだらうということではなくて、まあ商工業者が特にそれを非常なあれとして言つていないのは、ほかにもいろいろ理由が私にはあると思ひます。今申し上げました理由もあるのですけれども、またこういう点については強い要望もあるし、むしろ積極的に國のほうからこういう点については調査もされて、積極的な災害対策を樹立してはほしいということを私も思つてゐます。われわれも實際直面して、あまりにその差がひどい。もちろん農業と漁業というものと商工業者というものについて

は、いろいろな仕事の性格上相違もあることであるから、同様ということには言わないにしても、これではあまりに差がひど過ぎるということをおし上げておるわけですか。これについてはやはりやはりひとつこの際、最も適切な時期でありますから、基本法等出る時期でありますから、大臣もひとつ特に検討して善処を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今回の第二室戸台風の災害、これはまあ出たときも時期的に早々の間でありまして、調査が不十分であつた点もあるかと思ひます。ただ、第二室戸台風の被害は、雨こそあまりないにしろ、至るところで損害を発生している。大体今度伊勢湾台風並みの処置をする、こういうことで一応計画を進めて参つたのであります。ただ、伊勢湾台風の扱い方と違つておりますものに、共同施設に對する救済方法が書いてござい

ます。けれどもこれは当時の調査の關係から見ますと、特に入れなくちゃならぬとまでは考へてなかつたのでございまして、これはしかし松永さんの言われるとおり、國民に對する國の援助なり保護なりというものは、産業のいかににかかわらず均衡がとれなければならぬ、こういう御指摘、これはしごくもつともだと思ひます。そういう意味で、なほ通産省といたしましては他の機会に十分検討して参りたいと、かように考へております。

○委員長(一松定吉君) 速記をとめて。

○委員長(一松定吉君) 速記を始めて。

○武内五郎君 八月の豪雨の際に、各

成をするように相なっておりますことは、御承知のとおりでございます。ただ、今御指摘のように、いわゆる滞水地帯におきます排水機のパンプの能力低下あるいは能力不足、あるいは排水機が少し低いのではないかと、こういったような点の御指摘でございます。したが、いろいろ排水機を設置いたします場合には、その当時得られます降雨量というものを考えまして、それから排水機のいわゆる排水区域の降雨量というものを考えまして、それとポンプの能力というものを考えて排水機の能力の設計、それから排水機場の位置、排水機の高さ、こういったものを設計した次第でありまして、また排水機の能力低下とか、そういった問題については、常時排水機場の保守管理ということについては十分注意をいたしまして、また指導もいたしておる次第でございます。ただ、排水機の操作等につきましては、やはりどれくらい降るかといったような見込みで、いつ排水機の始動をやるか——始動と言いますか、排水機を動かすか、こういったような時点の問題もありまして、排水機の始動がくればと一挙に水が押し出さる。こういったような事態があつて排水機の水につけてしまふようなことも起こるわけでございます。また老朽して排水機能力の落ちたためにうまくいかない、水につかちやうした、それからまた川のほうの水が非常に急激に高くなつて排水能力が非常に不足する、こういったような場合も、こういった局所的な非常な集中豪雨といったような場合には起こり得るわけでございます。まあこういった問題につきましては、老朽いたしました

分とか能力不足といった分については、補修なりあるいは増設、こういったようなことも考えられましようし、また事実そういった措置もとっているわけでございます。

それからポンプの始動をいつやるかという点については技術的な問題で、やはり十分技術員を置いてその指導をやる。こういったような考え方でポンプを水につからないようにやらなければならぬ、こういったように考えております。またそういう低湿地帯で常時水につかてくる、それから付近が河川改修等で川床も変わってくるというような問題もありまして、今後の問題といたしましては、やはりそういう常態滞水地帯の排水能力の増大なり、補修なりということについても、新しく災害予防的な施設として来年度あたりから要求して、計画的にそういう点のないようにぜひ監督もやりたい。こういった計画で、今考えております。

○武内五郎君 その点について十分考へることに相なるといふことなんです。が、今までの施設というものは、たとえば平常なときにおける排水能力だけを考へて設置しているのじゃないかと思ふのですが、たとえば過去何年間の降雨量を考慮したりなんかして、平常の排水能力にプラス・アルファされたる施設が必要じゃないかと考へられるのですが、そういうふうな考へられるとにされておるものかどうか伺ひたい。

○政府委員(庄野五郎君) 大体、今の排水機場の設計につきましては、極度の集中豪雨といったものに対処するといふことになりまして、非常にポンプの能力の大きいものを使わなくちゃな

らぬ。こういった点については、国の負担もさることながら、農民負担の問題もありまして、部分によつては大体五日程度の冠水もやむを得ないのじゃないかといったような設計になっております。それで、そういう点について、今後こういう局所的なものがある場合にどういふふうにするかという点は、負担の問題ともからみ合わせてまた考へなければならぬと、こう思っております。

なお、先ほど申し落としましたが、そういう高水——非常に排水量以上の水がくるといったような場合の一つの方策としては、ポンプのまわりをコンクリート壁で囲んで、高い水が来てもポンプに浸水することのないように、あるいはまたチェーン、ブロックを天井からつづまして、それでもなお阻止できないような場合は、天井に巻き上げる、そういったような急急的なこともあわせて施設はやつておりますけれども、根本的には、やはり何十年に一回くらい来るような集中豪雨にどういふふうに対処するかという問題については、負担の問題等もからみまして非常に問題があると思ひますが、一そうこの点は排水防除の措置として今後検討して参りたい、こう思っております。

○武内五郎君 排水の問題はそのくらいにいたしまして、用水の取り口の工事の問題ですが、今回、私回つて見たところ、数箇所やはりその災害を受けている。ことに一番大きいものは、新潟県の白根町の用水取り口が決壊して、災害が起きている。そのほかにも数箇所やはり同じような災害が出ておるわけですが、その決壊いたしましたる

したる取り入れ口の付近を見ますと、ほとんどその川の中に砂礫が堆積して中洲が発達して、そうしてその取り入れ口の岸壁を急激な流水で洗つておるわけでありまして、そこでだんだん弱くなつていって、激した水がそこにつかてくるということに相なりますると、これは当然こわれる。そういうようなことで今回その取り入れ口が至るところで実は災害を受けておるのですが、そういう点で、これは建設省とも密接な関係がございますので、常にそういうことについての管理監督、また建設省との折衝等が行なわれておるものかどうか、お伺ひしたいのです。

○政府委員(庄野五郎君) 河川の、設けました井堰なり頭首工なりあるいは水門等の問題でございますが、大体そういう農業用の施設につきましては、施設の上下流については床固めとその他水利装置等も農林省と建設省で分担してやつておるわけでございます。が、また河川改修等いろいろな河床状態が変わつて参りますれば、それに対する措置もやはり大體農林省、建設省と連絡をとりながらやつていくといふふうに相なつております。なお、設計をやつたりあるいは今後の復旧等の工事にあたりまして、十分水流と、それからそれが押し流してきます砂れきの問題等もわれわれといたしましては設計を決定するにあつては水理実験所の施設がございまして、そこで模型実験をやつて、そういうことがないようになつて十分注意いたしますが、今後そういう面での施設の問題につきましても、さらにやはり十分県と、われわれももちろんそうでありまして、県等

の技術者を通じて指導せしめて防護措置を進めたいと思つております。

○武内五郎君 ぜひそういうふうにお願ひしたいと思います。その次に用排水の管理なんですが、この管理がどうも完全にうまくいっていない関係から、災害をいたすに大ききしたという結果が最近出ておるのであります。最近土地改良等をやつてだいたい用水の改良等がされて参りましたが、この特に大きな障害になつておると思うのは、古い型の管理組合、慣行用水権は私は必ずしも否定するものじゃないと考へるのですが、その用水管理について、県または国から補助を受けている組合がその範囲で直接管理をやつておりますので、至るところにうまく用排水がでないという事実がたゞさん見えております。これらの管理等に関する監督、それから今後そういう管理組合等の機構の改正等について考へられるかどうか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(庄野五郎君) 用排水施設の管理でございますが、用排水施設は国営なり県営なり、あるいは団体営で国の補助を受けて作つたものでございまして、これができ上がりますと、施設の大ききによつては、あるいはその用排水施設の用途が多目的にわたる、そういったような面も勘案しながら、大體今までのところは土地改良法による土地改良区というものが農民の自主的な団体としてできております。そこに管理をさせる、こういうことはやっております。それで、土地改良法によりまして、用排水施設の管理をいたすわけでございますが、それにつきましては管理規則というものを作らして、

それを県民の認可あるいは指導監督のもとに管理規則というものを作って、十分そういう応急の場合、あるいは洪水の場合にも対処し得るような管理規則を作る、その管理規則のつとめて排水施設を管理するようにということに指導もいたしますし、また監督もいたしておる次第でございますが、もし御指摘のような不届きなあるいははずい点がございませうれば、今後とも一そう県等を通じて十分監督して、そういうことのないようにいたしたいと、こう考えております。

○武内五郎君 それで、そのとおりなんです、特に今回の中之島の冠水が非常に大きくなって参りましたのは、管理組合の運営等に大きな欠陥があったとも考えられます。その点も十分御調査の上最善の対策を立てていただきたいと思うのです。

その次に、私ちょっと食糧関係について……

○松永忠二君 ちょっと関連して。今のことについて一つお尋ねするわけですが、その団体でやっている排水のポンプで、実は上流から出てきた湛水を排水をして、そのために使う電力とか、そういうようなものをやはりこの際めんどろを見てほしいという強い要望が湛水地域の農民の方々からあったわけですね。この問題については、今度どういうふうな処理のされ方をしているのですか、それを一つお聞かせ願いたい。

○政府委員(庄野五郎君) 湛水排除に關する今度の特例法が出ていますのでございませうが、その法律によりまして湛水指定を受けた地域につきましては、そういう電力費等も

補助の対象にいたすようにいたしておりますが、通常の場合は、そういうものに対する補助はいたしておりません。

○松永忠二君 それはどんな程度になつておるのですか。補助の割合、率は。

○政府委員(庄野五郎君) 湛水排除法で湛水指定を受けましたと、全部いろいろなポンプを急にかえてやったとか、あるいは電力をそのために使ったとか、そういうものを引くくめまして十分の九の割合になります。

○委員長(一松定吉君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(一松定吉君) 速記を始め

○武内五郎君 今度は食糧関係ですが、本年度の産米に關して災害地における政府買い上げ米の問題ですが、災害米、特に何といひますか、白くなつたりなんかした米ですが、乳白粒のたくさん含まれている災害米の買付基準、それからそれがどれくらい割合でそういうものが出ておるか、お伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(田中勉君) ただいまお申し出のございました災害米の取り扱ひの問題でございませうが、食糧庁といたしましては、特に新潟県の場合におきまして、先般米の集中豪雨なりあるいは第二室戸台風等によりまして、かなり稲が倒伏をいたしましたので、そのために非常に品位の低下を来たした米が出現つたところとしましては、事実でありまして、食糧庁といたしましては、当然米の予約制度のもとにおきましては、一等ないし五等の規格に合致するものを予約の対象として食糧管理法第三条によつて

買ひ入れておるわけでございますが、今次の災害が非常に広範であり、品位の低下を来たしたということは認められますので、特に全国的に等からない等外の上の規格、それから規格外の米、こういうもので主食用にどうやら回り得るというような限度のものにおきましては、一定の規格を設けまして政府は買ひ入れの対象といたしております。同時にそれを予約のまた対象にもいたしておるわけでございます。

○武内五郎君 今まで取り扱つておった基準格づけ等については、それだといふと思うのですが、私が今月の十三日に新潟の中頸城郡を調査いたしましたので、ほとんど全部にわたつて倒伏した上に発芽しております。この状態は、私は特に食糧庁の食糧事務所について調査いたしましたのですが、その食糧事務所の検査員の諸君も非常に驚いておる。ほとんど稲の一粒々々がみな発芽しております。私も現物を見て参り

ましたが、食糧事務所の職員の話では、試みに精米をやつてみたら、調製をやつてみたらどうだということをやつてみたら、一反歩でわずか三俵分くらい万石にかつたのが残つた。しかも、それもほとんどちょうどネズミを小さくしたような格好で尾が出ております。ほとんど全部出ておる。その減量が、大体この新潟県の上越支庁関係内だけで一万七千トンから一万八千トンに及ぶだろう。こういう状態であったわけですね。この地方は大体おくとを植えておるところなんです、そういう被害が特に強く出たわけなんです、そういうふうなもの、これはほとんど九月の風水害前の等外上または規格外の買ひ上げ米にも匹敵しないような品質低下をみたわけなんです、一体これらについてやはり同じように取り扱つかどうか、どういふふうにかへますか。

○説明員(田中勉君) 私のほうから現地へ参りました専門家は、県内のやはり頸城のほうにも参りまして、県内全般を見て回りました、そういうふうな見本をとつて参つておるわけでございますが、なお頸城のほうからは、昨日も私のところに見本を持って陳情に見えたことは事実でございます。その見本によりまして、現在まで定めてある規格以上に広げる必要がございますれば、さような措置も考慮いたしたいと考えておるわけでありまして、明日食糧庁におきまして、それぞれ関係のございませう関係者をもつてそれらの米を判定をいたそうと、こういう段階にきつておる。その結果によりまして措置をいたしたいという工合に考えております。

○委員長(一松定吉君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(一松定吉君) 速記を始め

○武内五郎君 これが災害対策なので、まことにこれは重要な農村問題だ、農村被害の大きなこれは問題なのに、その簡単に委員長から発言を制約されるようなことは困る。

○説明員(田中勉君) その内容によりましては、現在の規格を広げるほうがよいけれども、結論が出ますれば、さような措置をとつて参りたいという工合に考えております。問題は玄米だけを見て判定はできません。私のほうはその玄米から搗精いたしました白米がどういふものができるかというふうなこともその考慮の対象にいたさなければなりません。すべて災害米についてはさような基準をもちまして、等外上とか、あるいは各種の規格外米を設けているような現状にあるのであります。

○武内五郎君 今までの取り扱つておった基準格づけ等については、それだといふと思うのですが、私が今月の十三日に新潟の中頸城郡を調査いたしましたので、ほとんど全部にわたつて倒伏した上に発芽しております。この状態は、私は特に食糧庁の食糧事務所について調査いたしましたのですが、その食糧事務所の検査員の諸君も非常に驚いておる。ほとんど稲の一粒々々がみな発芽しております。私も現物を見て参り

ましたが、食糧事務所の職員の話では、試みに精米をやつてみたら、調製をやつてみたらどうだということをやつてみたら、一反歩でわずか三俵分くらい万石にかつたのが残つた。しかも、それもほとんどちょうどネズミを小さくしたような格好で尾が出ております。ほとんど全部出ておる。その減量が、大体この新潟県の上越支庁関係内だけで一万七千トンから一万八千トンに及ぶだろう。こういう状態であったわけですね。この地方は大体おくとを植えておるところなんです、そういう被害が特に強く出たわけなんです、そういうふうなもの、これはほとんど九月の風水害前の等外上または規格外の買ひ上げ米にも匹敵しないような品質低下をみたわけなんです、一体これらについてやはり同じように取り扱つかどうか、どういふふうにかへますか。

○説明員(田中勉君) 私のほうから現地へ参りました専門家は、県内のやはり頸城のほうにも参りまして、県内全般を見て回りました、そういうふうな見本をとつて参つておるわけでございますが、なお頸城のほうからは、昨日も私のところに見本を持って陳情に見えたことは事実でございます。その見本によりまして、現在まで定めてある規格以上に広げる必要がございますれば、さような措置も考慮いたしたいと考えておるわけでありまして、明日食糧庁におきまして、それぞれ関係のございませう関係者をもつてそれらの米を判定をいたそうと、こういう段階にきつておる。その結果によりまして措置をいたしたいという工合に考えております。

○委員長(一松定吉君) ちょっと速記をやめて。

○委員長(一松定吉君) 速記を始め

○武内五郎君 これ災害対策なので、まことにこれは重要な農村問題だ、農村被害の大きなこれは問題なのに、その簡単に委員長から発言を制約されるようなことは困る。

○説明員(田中勉君) その内容によりましては、現在の規格を広げるほうがよいけれども、結論が出ますれば、さような措置をとつて参りたいという工合に考えております。問題は玄米だけを見て判定はできません。私のほうはその玄米から搗精いたしました白米がどういふものができるかというふうなこともその考慮の対象にいたさなければなりません。すべて災害米についてはさような基準をもちまして、等外上とか、あるいは各種の規格外米を設けているような現状にあるのであります。

○武内五郎君 今までの取り扱つておった基準格づけ等については、それだといふと思うのですが、私が今月の十三日に新潟の中頸城郡を調査いたしましたので、ほとんど全部にわたつて倒伏した上に発芽しております。この状態は、私は特に食糧庁の食糧事務所について調査いたしましたのですが、その食糧事務所の検査員の諸君も非常に驚いておる。ほとんど稲の一粒々々がみな発芽しております。私も現物を見て参り

ましたが、食糧事務所の職員の話では、試みに精米をやつてみたら、調製をやつてみたらどうだということをやつてみたら、一反歩でわずか三俵分くらい万石にかつたのが残つた。しかも、それもほとんどちょうどネズミを小さくしたような格好で尾が出ております。ほとんど全部出ておる。その減量が、大体この新潟県の上越支庁関係内だけで一万七千トンから一万八千トンに及ぶだろう。こういう状態であったわけですね。この地方は大体おくとを植えておるところなんです、そういう被害が特に強く出たわけなんです、そういうふうなもの、これはほとんど九月の風水害前の等外上または規格外の買ひ上げ米にも匹敵しないような品質低下をみたわけなんです、一体これらについてやはり同じように取り扱つかどうか、どういふふうにかへますか。

○説明員(田中勉君) 私のほうから現地へ参りました専門家は、県内のやはり頸城のほうにも参りまして、県内全般を見て回りました、そういうふうな見本をとつて参つておるわけでございますが、なお頸城のほうからは、昨日も私のところに見本を持って陳情に見えたことは事実でございます。その見本によりまして、現在まで定めてある規格以上に広げる必要がございますれば、さような措置も考慮いたしたいと考えておるわけでありまして、明日食糧庁におきまして、それぞれ関係のございませう関係者をもつてそれらの米を判定をいたそうと、こういう段階にきつておる。その結果によりまして措置をいたしたいという工合に考えております。

いろいろな点につきまして、これは食糧庁の所管ではございませんけれども、農林経済局のほうからも現地の統計調査事務所、そういう機関に、そういう被害米の収獲査定というふうなものについて一つの弾力的な考え方というふうな通達も現実に出ております。

○武内五郎君 食糧庁はよろしゅうございます。

農業施設災害について、法案の第一條の四号に、共同利用施設のうち政令で定める地域内のものは暫定措置法云々と、こう言って、共同施設に対する救済の道を立てておるわけなんです、これはたとえば農業協同組合またそれに類似の協同組合等の共同施設等の災害をさすのか、そういうふうなたとえば法定組合だけに限るといふものか、あるいはそのほかにもこれを適用するものかどうか。

○説明員(石田朗君) 実はこの問題は各局に関係がございますので、便宜お許しを得まして私からお答えいたします。

ただいまお話のございました共同利用施設でございますが、これはこの本法に規定してございまして、農業協同組合そのほか森林組合等もございしますが、それらの協同組合の所有いたしております共同利用施設の適用があるわけでございます。

○武内五郎君 この農業協同組合のような法定による法人、そういうような組合だけが共同施設を持つていふのは限らない、特に今日はたとえば耕耘機その他の施設を共有して共同で持つていふ、あるいは小さい農業作業所等を共同で持つていふという協同組合、非

法人的な協同組合等が相当たくさん農村に実在しておるのですが、それらの被害に対する救済ということとは考えないのでですか。

○説明員(石田朗君) ただいまお話ございました任意の共同のいろいろな施設がございまして、現実にそれらの施設は、おっしゃいますように相当ございまして、これらについても十分これについて手当をいたさなければならぬ点につきましてはそのとおりであると思ひます。現在、従来からのこの問題に關しまする復旧対策は、農林漁業金融公庫より主務大臣が指定いたします施設につきまして、災害復旧の融資をいたしておるわけでありまして、公庫からの融資でございます。今回この融資につきまして、従来はこれは金利七分で融資限度は二十万円であつたわけでございまして、今回の災害に限りまして、利率につきましては据置期間は六分、償還期間は六分五厘というふうな低利に、かつ融資限度は二十万円から五十万円に引き上げまして、それによつてできるだけこれらの施設を復旧していただくように努力いたして参りたいというふうに考えておるわけでありまして。

○武内五郎君 任意の組合に対してもそう考えられるということですか。

○説明員(石田朗君) そのとおりでございます。

○武内五郎君 そういたしますと、その融資等の取り扱いはどういう機関を経由するのですか。

○説明員(石田朗君) これは農林漁業金融公庫からの融資でございますから、信連、中金等がございしますが、こ

こを通じまして融資をいたすことに相

なっております。

○武内五郎君 それはやはり農業協同組合等を経由するわけですね。

○説明員(石田朗君) さようでござい

ます。

○委員長(一松定吉君) よろしいです

か。

○武内五郎君 よろしい。

○委員長(一松定吉君) それでは本日はこの程度にて終了いたします。

明日は午前十時より開会いたします。長らく御苦勞様でした。

午後五時三十分散会

害を受けたため相当の期間勞務に服することができない状態にある場合におけるその者の属する世帯を含む。の世帯主に対し、政令で定めるところにより、二十万円以内の生活資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金は無利子、無担保及び無保証とし、その償還期間(据置期間を含む)は十二年以内とし、その据置期間は貸付けの日から起算して二年とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の貸付けの手續、貸付金の償還その他貸付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(起債)

第四條 前條第一項に規定する市町村が同項の規定による貸付金の貸付けを行なう場合において、その財源に充てるため地方債を起したときは、当該地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

3 自治大臣は、第一項の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の規定による許可をし、うとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ。

この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるもの

であるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならぬ。

(利子補給金及び損失補償金)

第五條 国は、政令で定めるところにより、前條第一項の規定による地方債の毎年度分の利子に相当する額の利子補給金及び市町村が第三條第一項の規定による貸付金を貸し付けたことによつて受けた損失に相当する額の損失補償金を、該市町村に交付する。

(見舞金の支給)

第六條 国は、政令で定めるところにより、災害により被害を受けた世帯の世帯主に見舞金を支給する。

2 前項に規定する見舞金の額は、住居及び家財の全部を滅失し、若しくは焼失した世帯又はこれに準ずる被害を受けた世帯については十万円、住居及び家財の一部を滅失し、若しくは焼失した世帯又は床上浸水等によりこれに準ずる被害を受けた世帯については政令で定める基準に従ひ一万円から八万円までとする。

(弔慰金の支給)

第七條 国は、災害により死亡した者(災害により死亡したものと推測される者を含む)又は災害に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、当該災害が発生した日から起算して三箇月を経過する日までこれにより死亡した者について、政令で定めるところにより、死亡した者一人につき十万円の弔慰金を支給する。

(医療費の支給)

第八條 国は、災害に起因して負傷

し、又は疾病にかかった者が、当該負傷又は疾病に關し、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合には、厚生省令で定めるところにより、その者に對し、当該災害が発生した日から起算して六箇月を経過する日までに受けた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費を支給することができる。

(非課税)

第九条 前三条の規定により支給された見舞金、弔慰金又は医療費については、所得税を課さない。

(厚生大臣の権限の委任)

第十条 この法律の施行に關し、厚生大臣の権限に屬する事務で、政令で定めるものは、都道府県知事が行なう。

(政令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日以降発生した災害に關し適用する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約六十五億五千五百万円の見込みである。

十月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、第二室戸台風による文教施設災害復旧に關する請願(第五五〇号)
- 一、第二室戸台風による災害復旧に關する請願(第五五一号)

一、第二室戸台風による被害農家に金融措置等の請願(第七二四号)

第五五〇号 昭和三十六年十月十六日受理

第二室戸台風による文教施設災害復旧に關する請願

請願者 新潟県議會議長 佐伯 利作

紹介議員 小柳 牧衛君

今次第二室戸台風により新潟県は、県下全域にわたり激しい被害を受け、その被害総額は九月二十七日現在二百五十六億円の巨額に達した。このうち文教関係施設は小中学校だけで七億円の損害を受けたが、これら教育施設等についてはその公共性と教育の重要性にかんがみ、災害のすみやかな復旧を図る必要がある。被災地域のほとんどは今年にはいり豪雪、地震、梅雨前線豪雨、八月五日、二十日の集中豪雨と相次ぐ災害が発生し、その都度応急対策にばく大な財政支出を余儀なくされている上、さらに今次の第二室戸台風災害を受けたため、県はもとより関係市町村においてはきわめて困難な財政状況に陥り、とうてい復旧の万全を期したい実情であるから、(一)公立学校施設の災害復旧については、現行法(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)に次の事項をとり入れた改正を行ない、恒久的災害復旧を図ること、イ、災害復旧費国庫負担率を四分の三に引き上げること、ロ、応急工事費も経費の一部として認めること、ハ、坪数は

原形復旧、構造は改良復旧を原則として百パーセント認めること、ニ、十万円以下の災害復旧費についても国庫負担法の適用を認めること、ホ、地方公共団体の負担にかかる分については全額起債とし、その利子補給の措置とすること、(二)災害復旧工事費準備を速に即したもので算定すること、(三)早急に大蔵省との立会調査を実施し、復旧に要する国庫負担対象事業費を算定し、これに要する国庫負担金につき予算措置を講ずること、(四)私立学校施設の災害復旧は公立学校に準じた措置を行なうこと、(五)被災文化財の復旧については全額補助すること等をすみやかに実現せられたとの請願。

第五五一号 昭和三十六年十月十六日受理

第二室戸台風による災害復旧に關する請願

請願者 新潟県議會議長 佐伯 利作

紹介議員 小柳 牧衛君

今次第二室戸台風により新潟県においては、死者三十六人、負傷者約二千四百人、住家の全壊約三千戸、半壊約二万戸、小壊約一万戸、非住家の全半壊約十万余、被害総額は実には二百五十六億円の巨額に達する大損害を受けた。これをすみやかに復旧するため、(一)災害の調査、査定を迅速に実施し、災害復旧事業がすみやかに処理されるよう特別措置を講ずること、(二)昭和三十六年度現年度発生単独及び補助災害復旧事業費に対する起債の拡大、単独事業分全額、補助事業分地方負担全額を認めること、(三)小災害に關する起債の特例並びに応急対策及び税の減免等

による特別の財政需要に對する特別交付税の配分を考慮すること、(四)災害復旧事業の工事準備(特に資材費及び労務費)を実情に即して大幅に引き上げること、(五)災害救助費を大幅に引き上げること、(六)天災融資法の早期適用、貸付限度の引上げ及び資金使途範囲の拡大を図ること、(七)農林漁業金融公庫の共同利用施設資金及び主務大臣指定災害復旧資金等についての特別措置(伊勢湾台風ならびに)及び既貸付金の償還延期等の措置を講ずること、(八)自作農創設維持資金については、農作物被害の激しい実情にかんがみ、災害資金わくの拡大と償還期間の繰延措置を図ること、(九)農林水産業施設の災害復旧事業については、伊勢湾台風の場合と同様に特別措置法を制定し、高率国庫補助の適用、小災害に對する起債の特例措置を講ずること、(十)農業協同組合等法人の共同利用施設の災害復旧事業費について高率国庫補助の措置を講ずるとともに改良復旧も対象とすること、(十一)既設の非共同利用施設(非法人の共同作業場等)の災害復旧及び建設工事中の共同利用施設(新農林事業等で建設中のもの)で法人取得になつていないもの)の災害復旧事業に對する特別の助成措置を講ずること、(十二)たん水排除については伊勢湾台風の場合に準じ特別措置法を制定すること、(十三)激しい地指定を受けた開拓地に對する政府資金による災害資金わくの拡大を図ること、(十四)開拓地における住宅、農舎、畜舎の被害の激しい実情にかんがみ、伊勢湾台風の場合と同様にこれらの復旧に對する特別の措置を講ずること等の早期実現を期するとともに、住

第七二四号 昭和三十六年十月十九日受理

第二室戸台風による被害農家に金融措置等の請願

請願者 福岡県知事 鶴崎多一

紹介議員 吉田 法晴君

第二室戸台風及びこれにつづいて起こつた極めて激しい潮風害のため、福岡県下の農作物並びに農業施設の被害総額は約十八億五千二百万円と推定されている。これに對して県並びに各市町村は被害の実態に應じて、それぞれ対策を講じているが、政府においても被害農家に對し、(一)自作農維持創設資金の追加割当て、天災融資法の適用及び開拓者に對する融資金の償還延期をすること、(二)昭和三十六年度等外米及び規格外米を予約申込の対象として政府買入れを行なうとともに、予約米の売り渡しが可能となり予約概算金の返納を要する場合、これに對する利子を免除すること、(三)病害虫特別防除用農薬の購入費を助成すること、(四)農地、農業用施設の復旧に對して予算措置を講ずること、(五)農業災害補償法に基づく水稲の損害に對する支払共済金の総額は約三億四千六百万円に達するものと見込まれるが、このうち、七割以上の損害とみられるものの支払保険金七千万円については、すみやかに再保険金の概算払措置を講ずるとともに、さらに保険金の仮渡しに要する農業共済基金からの資金融通に

についても配慮すること等について善処せられたいとの請願。

第七五四号 昭和三十六年十月二十日受理

第二室戸台風による農業災害対策に関する請願

請願者 長野県議会議長 中村 環

紹介議員 棚橋 小虎君

第二室戸台風による長野県の被害は、農産物の被害がとくに多く、果樹類を含む農業関係の被害額三十六億六千余万円を筆頭に公共用施設等を含めて九月二十二日現在で四十三億二千余万円の巨額に達している。県は、関係市町村とともに、これらの事態に処し、諸般の応急措置を講じているが、六月災害による財政負担に加えて、また今次の災害のための財政負担が重なり、県財政はきわめて困難な事態に直面しているから、これらの実情を考慮され、諸般にわたり六月災害における諸対策と同様の措置を講ぜられるとともに、とくに農業関係については、(一)一般農林業施設の復旧のための助成措置は、六月災害と同様の取扱いとすること、(二)開拓地における住宅を含む諸施設の復旧については、伊勢湾台風におけると同様の特別措置を講ずること、(三)天災融資法を発動し、災害営農資金等の融通措置を講ずること、(四)自作農維持創設資金の増額措置を講ずること、(五)被災農作物の樹(草)勢回復のための肥料、農薬等の購入費に對し助成の措置を講ずること、(六)樹園地の復旧及び恒久的防風対策事業について、助成の措置を講ずること等の実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

昭和三十六年十一月十一日印刷

昭和三十六年十一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局